

SDGs未来都市としま



豊島区は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。



豊島区子ども・若者総合計画 (令和2～6年度)

令和3年度実施状況 報告書

令和4年12月

第31期豊島区青少年問題協議会

はじめに

豊島区では、令和 2 年に、すでに制定されていた豊島区子どもの権利に関する条例の趣旨を踏まえ、これまで子ども及び若者に関して法律ごとに策定されていた計画を統合し、一つの総合計画として「豊島区子ども・若者に関する総合計画」（以下「本計画」と言います。）を定めました。その趣旨を踏まえて、青少年問題協議会では、従来の検証方法を見直した上で、令和 3 年度に、子どもの権利保障の観点から、豊島区の子ども・若者施策につき本計画の実施状況について初めての検証を行いました。

2 年目に当たる本年度の検証は、昨年同様、青少年問題協議会の下に、専門委員会を設け、各課から示された事業評価を、事業目標と事業内容の整合性に留意しながら、全体として、計画目標に即して実施され、子ども・若者の権利が保障されているかについて精査し、最終的に、これを青少年問題協議会で審議することとしました。

令和 2 年に始まった世界的な新型コロナ・ウィルス・パンデミックは、子ども・若者の生活に大きな変化をもたらす一方で、学校教育を含めて区が行っている子ども・若者施策を停滞させ、子ども・若者に深刻かつ多大な影響を与えました。令和 3 年度には、豊島区の子ども・若者施策は、（詳細は本編に委ねるとして）コロナ禍は解消されてはいないものの、各事業がコロナ禍を踏まえた上で前向きに対応がなされるなど前進もみられるようになりました。子ども・若者施策を担う各課の工夫と努力をみることができます。

ところで、昨年の「東京都子ども基本条例」に続き、本年 6 月には、「こども基本法」、「こども家庭庁設置法」及び同法に伴う「整備法」が制定され、「こども基本法制」が国においても整備されました（令和 5 年 4 月施行）。「こども基本法」は、「児童の権利条約の精神にのっとり」とした上で、①差別の禁止、②最善の利益、③生命・生存・発達の保障、④子どもの意見の尊重といった子どもの権利条約の一般原則を踏まえた「基本理念」を定めており、こども施策は、この基本理念の下、行われなければならないとしています。また、こども施策を計画的に進めていくことの重要性とともに、自治体においては、縦割りを解消する形で、地方こども計画を、「一体のものとして作成することができる」としています。

豊島区では、「省庁縦割り」、「法律縦割り」の弊害を踏まえて、すでに、一体のものとして本計画を策定しており、その意味では、その検証の在り方も含めて、国にも先駆ける形で、子ども施策を実施しているところです。ただ、その精度は、子どもの権利保障との関係で、必ずしも高いものではなく、まだまだ、改善の余地があります。特に、長らく続いてきた、「法律縦割り」の思考は相変わらず存在しており、「子どもの権利保障にとってどうなのか」という思考に達していない事業も散見されます。今後は、こうした事業の在り方を、計画の見直しの中で、ただ法律を実施するのではなく、子どもの権利保障との関係でしっかりと位置づけていく必要があります。特に、こどもの施策の「基本理念」の要になる上記④「子どもの意見の尊重」は、あらゆる事業、あらゆる場面で十分であると評価することはできません。

豊島区が、東京都や国に先駆けて一步踏み出したという自負を持ちつつ、豊島区の子ども・若者施策が子どもの権利保障に確実に寄与するよう、計画の精査と実施が求められています。

令和 4 年 12 月

豊島区青少年問題協議会

会長 野村 武司

| | |
|---|----|
| I 豊島区子ども・若者総合計画について | 1 |
| 1 概要..... | 1 |
| 2 施策の体系..... | 3 |
| 3 実施状況の検証..... | 4 |
| II 令和3年度実施状況 | 5 |
| 1 全体の状況..... | 5 |
| 2 体系別の状況..... | 6 |
| 目標 I 子どもの権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する | 7 |
| (1) 子どもの権利に関する理解促進..... | 8 |
| (2) 子どもの意見表明・参加の促進..... | 11 |
| (3) 子どもの居場所・活動の充実..... | 13 |
| (4) 子どもの権利侵害の防止及び相談・救済..... | 19 |
| 目標 II 子どもを安心して産み育てるための支援を推進する | 24 |
| (1) 子どもや家庭への医療・健康支援..... | 25 |
| (2) 子育て家庭への支援..... | 29 |
| 目標 III 子ども・若者に関わる施設において、充実した環境を整備する .. | 33 |
| (1) 幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実..... | 34 |
| (2) 子どもの主体性を尊重した学校環境の整備..... | 37 |
| (3) 子ども・若者支援に関わる人への支援..... | 40 |
| 目標 IV 若者の自立と社会参加を支援する | 43 |
| (1) 若者の自立支援..... | 44 |
| (2) 若者の参加支援..... | 46 |

| | | |
|----------------|--------------------------------------|----|
| 目標 V | それぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する …… | 49 |
| | (1) 状況に応じた支援…………… | 50 |
| | (2) 相談体制の充実と情報発信…………… | 57 |
| 目標 VI | 子ども・若者の健やかな成長を地域全体で支援する …… | 60 |
| | (1) 地域の力の活用…………… | 61 |
| | (2) 安全・安心な社会環境の整備…………… | 65 |
| | (3) 子ども・若者が文化や芸術に親しむことのできるまちづくり…………… | 68 |
| 3 | まとめ…………… | 70 |
| III 資料編 | …………… | 別紙 |

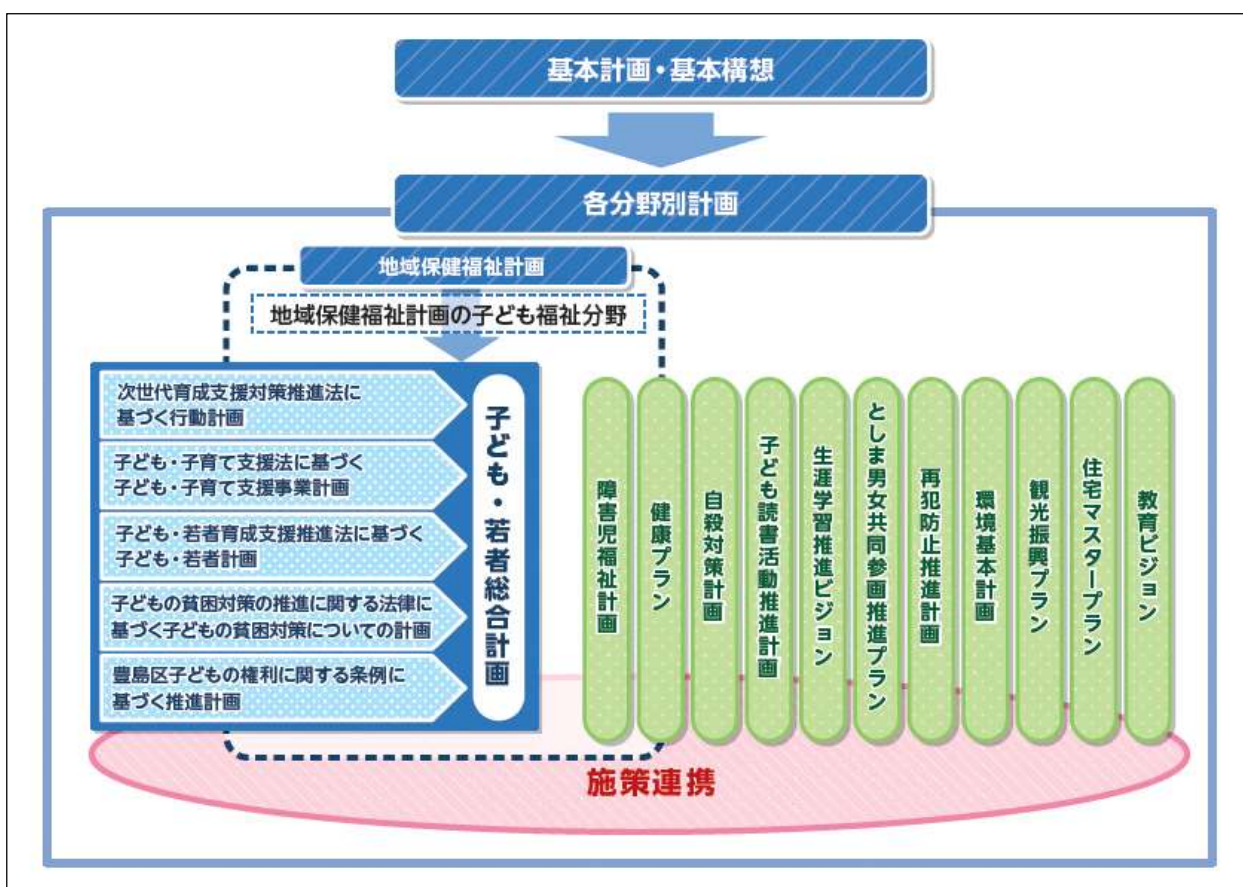
I 豊島区子ども・若者総合計画について

1 概要

【計画策定の背景・目的】

子ども・若者支援策を総合的に展開するため、平成 31 年度までを計画期間とする「豊島区子どもプラン（子ども・子育て支援事業計画を含む）」及び「豊島区子ども・若者計画」の改定を契機に、2つの計画を統合し、「豊島区子ども・若者未来応援あり方検討会報告書」の観点を含るとともに、新たに「子どもの権利推進計画」を盛り込んで、子ども・若者に関する総合計画を策定しました。

【計画の位置付け】



【計画期間】

令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度までの 5 年間

【計画の対象】

子ども・若者や妊娠期の方、子育て家庭を対象とします。計画の対象となる子ども・若者は原則として 0 歳から 30 歳までとし、一部の施策は概ね 39 歳までとします。

【計画の基本理念】

すべての子ども・若者の権利が保障され
豊かな文化の中で自分らしく成長できるまちづくり

【基本的な考え方】

計画の基本理念を実現するために、現状と課題を踏まえて、以下の5つの考え方で施策を推進していきます。

(1) 子ども・若者一人ひとりを権利の主体として尊重する。

- ・子ども・若者の今の「思い」を受け止め、子ども・若者を育成の対象と捉えるのではなく、社会の構成員として認め合い、権利の主体としての意見や選択を尊重する取組を推進します。

(2) 安心して子育てできる環境を整備し、親子が共に成長できるように支援する。

- ・子ども・若者が健やかに成長するために、家庭が孤立することなく、必要な協力を得ながら、保護者と子どもが安心して地域で暮らせる環境が必要です。
- ・保護者と子どもがお互いを大切に思いながら、それぞれが自分らしく暮らせるよう支援します。

(3) 子ども・若者の成長段階に応じて、切れ目なく支援する。

- ・子どもの権利は、子どもが皆等しく生まれながらに持っており、その年齢や発達に応じて保障されるものです。
- ・子どもは他者との関わりの中から、お互いの権利の尊重、責任などを学び、権利を実現していく力を培っていきます。
- ・子ども・若者の支援にあたっては、乳幼児期から学童期、思春期、青年期まで、発達段階ごとに必要となる支援を継続的に行うことが求められます。
- ・子ども・若者が自己肯定感を育み、自尊感情を醸成させ、自己として確立できるよう支援します。

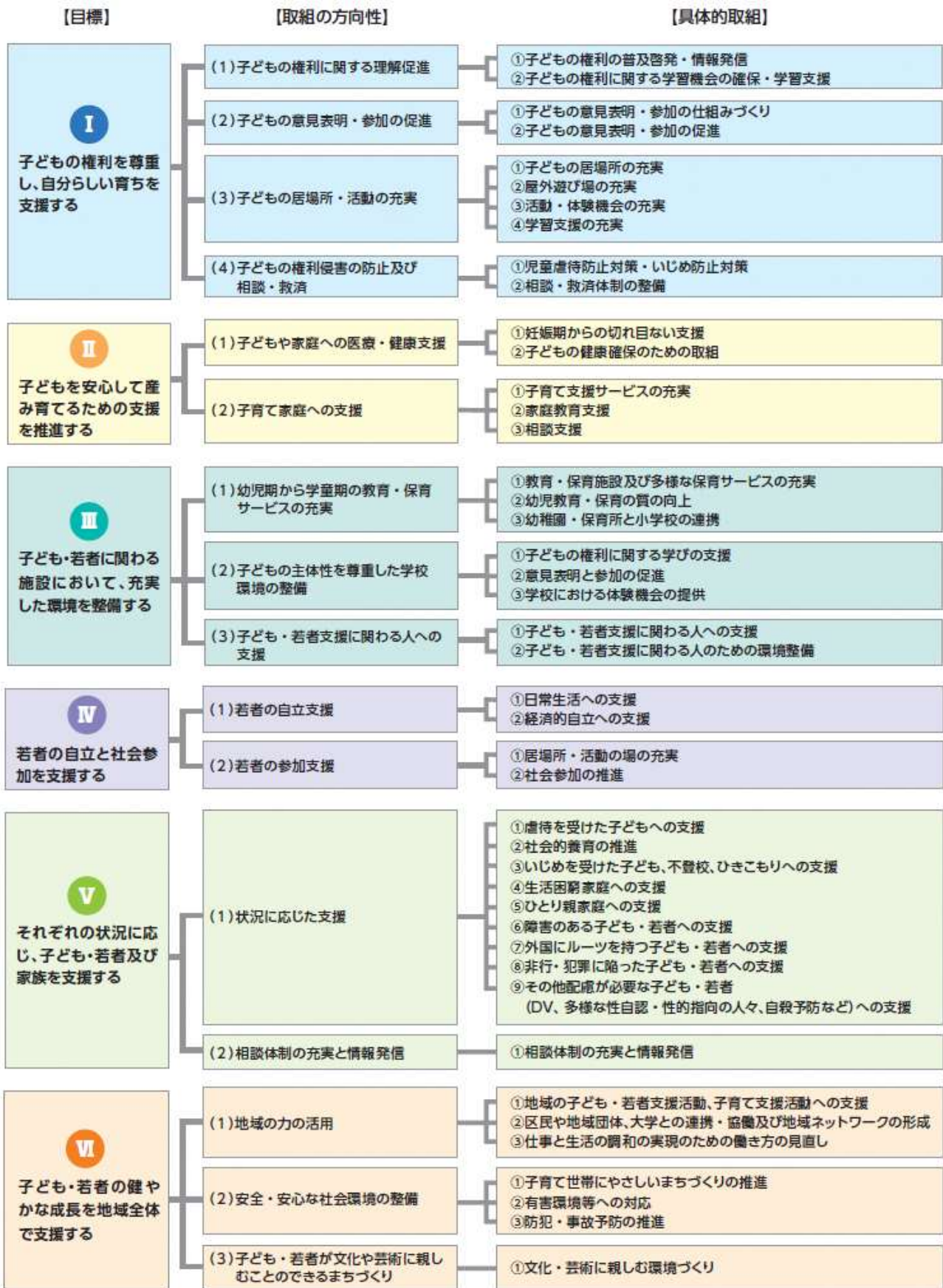
(4) 家庭、子どもに関わる施設、地域、関係機関、行政が連携・協働し、社会全体で子ども・若者を支援する。

- ・子ども・若者は社会の関わりの中で成長します。
- ・家庭、就学前児童の教育・保育施設、学校、放課後対策施設などの子どもに関わる施設、地域、NPOなどの地域団体、関係機関、行政が、それぞれの特性を活かしながら、連携・協働し、子ども・若者の成長を応援します。

(5) 子ども・若者総合計画の全分野の目標に基づき、子どもの権利保障、子どもの貧困対策、子ども・若者支援に取り組み、基本理念を実現する。

- ・計画全体を進めることで、子どもの権利保障、子どもの貧困対策、子ども・若者支援を推進します。

2 施策の体系



3 実施状況の検証

計画の推進にあたっては、PDCA サイクルに基づき、以下のように子ども・若者や子育て家庭の視点に立った取組が行われているか検証を行い、施策の推進や改善に繋げていきます。

【計画全体について】

庁内関係部署で組織する「子どもの施策調整会議」や、区民や地域団体等の幅広い関係者で構成される「青少年問題協議会」において、子ども若者課が事業主管課に対して行う「実施状況調査」に基づき、計画の「重点事業」の目標達成状況を中心に点検・評価を行います。

その結果については、「青少年問題協議会」が本冊子（5ページ以降）に取りまとめ、区ホームページ等を通じて広く区民に公表していきます。

【子どもの権利の観点からの施策の検証・推進について】

「子どもの権利委員会」が検証を行います。

【「第二期子ども・子育て支援事業計画」について】

「子ども・子育て会議」が点検・評価を行います。

II 令和3年度実施状況

1 全体の状況

3ページに記載のとおり、計画では「目標」ごとに「取組の方向性」を記載しています。「取組の方向性」にはそれぞれ「計画の進捗を測る指標」を設定しており、当該指標を向上させるための取組として「具体的取組」を記載しています。

「重点事業」と「計画事業」は、それぞれの「具体的取組」に関連する事業として計画に掲載された事業であり、特に「重点事業」は予め事業ごとに事業目標や目標値を設定し、その達成状況を点検していくことを目的に設定されたものです。これらの事業を推進することで、「具体的取組」の目標達成や「取組の方向性」の「計画の進捗を測る指標」の向上を図り、計画全体の目標達成を目指します。

また、「新規事業」は、本計画策定後に開始した事業など、計画に掲載されていない子ども・若者や子育て家庭に関する事業であり、令和2年度は1事業が該当し、令和3年度は2事業が該当しました。

主管課評価について、評価の指標は下記の通りです。

| | |
|--------------------|---------------------|
| ○主管課評価の説明 | (目標値(令和6年度に対する達成率)) |
| A…目標に大きく資する取組ができた | (100%以上) |
| B…目標に資する取組ができた | (70%以上 100%未満) |
| C…目標に資する取組が不十分であった | (70%未満以下) |
| D…未実施 | (0%) |

【事業区分別主管課評価の状況（全体）】

| | A | B | C | D | 計 |
|------|----------------|----------------|--------------|-------------|---------------|
| 重点事業 | 8 | 27 | 4 | 0 | 39 |
| 計画事業 | 116 | 140 | 15 | 4 | 275 |
| 新規事業 | 2 | 1 | 0 | 0 | 3 |
| 全事業 | 126 (39.7%) | 168 (53.0%) | 19 (6.0%) | 4 (1.3%) | 317 (100%) |

※ 再掲事業を含む。

※ 計画策定後、休止となった2事業（再掲事業含む）、終了となった1事業及び事業統合となった1事業を除く。（いずれも計画事業）

※ 構成比は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計しても 100 にならない場合がある。

全体としては、A 及び B で全体の 92.7%を占めており、事業の多くが目標に資する取組ができたという評価となっています。

一方で全体の 7.3%の事業が C 及び D、すなわち、目標に資する取組が不十分又は未実施となっています。前年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響が残るものの、前年度の A 及び B で 92.5%、C 及び D で 7.6%を踏まえると改善の兆候が見られます。

2 体系別の状況

7 ページからは、計画に掲げた 6 つの「目標」ごとに、その概要を記載するとともに、令和 3 年度における事業区分別の主管課評価の状況をまとめました。

その上で、それぞれの「目標」における「取組の方向性」ごとに、その構成事業における主管課評価の状況をまとめました。

「重点事業」については、「豊島区子ども・若者総合計画」における事業概要を掲載した上で、令和 3 年度の実績等の詳細を記載するとともに、目標値（令和 6 年度）の修正が必要な事業は、その内容と理由を記載しています。

目標 I

子どもの権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する

【概要】

目標 I では、「子どもの権利に関する条例」や子どもの権利に関する理解の促進、子どもの意見表明や参加の促進、子どもの居場所や活動の充実に取り組んでいます。また、重大な権利侵害である児童虐待やいじめについては、未然防止と権利侵害が起こったあとの支援に取り組んでいます。

【計画の進捗を測る主な指標】

| 指標名 | 現状 (平成30年度) | 目指す方向性 (令和6年度) |
|--------------------------------------|--|----------------|
| 「子どもの権利に関する条例」を「知っている」と回答した人の割合 | ●子ども 3.3% ●若者 1.0% ●保護者 8.8% ●区施設職員 68.8% ●地域団体 47.6% | ↑ |
| 自分のことが「好き」と回答した子どもの割合 | ●小学生 44.8% ●中学生 31.2% | ↑ |
| 過去1年間に地域での行事や活動に参加したことがないと回答した子どもの割合 | ●小学生 13.3% ●中学生 42.4% | ↓ |
| 子どもの遊び場が充実していると回答した保護者の割合 | ●就学前 35.0% ●小学生 19.4% ●中学生 17.6% | ↑ |
| 子どもからの専用電話相談（フリーダイヤル）の認知度 | ●小学生 21.1% ●中学生 16.7% | ↑ |



<「豊島区子どもの権利に関する条例」リーフレット>

| 取組の方向性 | ○主な計画事業 (●重点事業) |
|------------------------|--|
| (1) 子どもの権利に関する理解促進 | ●「子どもの権利」の理解の普及・啓発 ●「子どもの権利」に関する研修・講座の実施 ○学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保 ○保育の質の向上事業 |
| (2) 子どもの意見表明・参加の促進 | ●としま子ども会議の開催 ○子どもの参加推進事業 ○利用者会議の開催 ○子ども地域活動支援事業 |
| (3) 子どもの居場所・活動の充実 | ●中学生センターの運営 ●子どもスキップの運営・改築 ○放課後子ども教室事業 ●プレーパーク事業 ○小学校開放事業 ○「としまキッズパーク」の整備・運営 ●子どものための文化体験プログラム ●コミュニティソーシャルワーカーによる子どもの学習支援 |
| (4) 子どもの権利侵害の防止及び相談・救済 | ●子ども虐待防止ネットワーク事業 ●いじめ防止対策推進事業 ○スクールソーシャルワーカー活用事業 ●「子どもの権利擁護センター（仮称）」の設置 ●子どもの権利擁護委員相談事業 ○子どもからの専用電話相談 |

【事業区分別主管課評価の状況（目標 I）】

| | A | B | C | D | 計 |
|------|---------------|---------------|-------------|-------------|--------------|
| 重点事業 | 1 | 10 | 1 | 0 | 12 |
| 計画事業 | 14 | 18 | 2 | 0 | 34 |
| 全事業 | 15 (32.6%) | 28 (60.9%) | 3 (6.5%) | 0 (0.0%) | 46 (100%) |

※ 再掲事業を含む。

※ 構成比は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計しても 100 にならない場合がある。

目標 I は重点事業・計画事業あわせて 46 事業で構成されていますが、A 及び B で 93.5% を占めており、事業の多くが目標に資する取組ができたという評価となっています。令和 2 年度の状況（A 及び B で 78.3%）と比べるとかなり評価が向上しており、十分に対応している状況と言えます。

☞「取組の方向性」ごとの実施状況や重点事業の実績等については、次ページ以降に記載

(1) 子どもの権利に関する理解促進

「子どもの権利に関する理解促進」は、2つの具体的な取組、5事業（うち重点事業は2事業）で構成されています。

それぞれの事業における令和3年度の主管課評価は、評価A（目標に大きく資する取組ができた）が1事業（20.0%）、評価B（目標に資する取組ができた）が3事業（60.0%）、評価C（目標に資する取組が不十分であった）が1事業（20.0%）となっています。

| 具体的な取組 | 構成事業 | 担当課 | 主管課評価 |
|------------------------|---------------------------|------------|-------|
| 子どもの権利の普及啓発・情報発信 | 《重点》「子どもの権利」の理解の普及・啓発 | 子ども若者課 | A |
| | 「子ども月間」事業 | 子ども若者課 | B |
| 子どもの権利に関する学習機会の確保・学習支援 | 《重点》「子どもの権利」に関する研修・講座の実施 | 子ども若者課／指導課 | C |
| | 学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保 | 子ども若者課／指導課 | B |
| | 保育の質向上事業 | 保育課 | B |

【重点事業の実施状況等】

令和3年度における重点事業（2事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

| 重点事業 | | | |
|---------------------|--|---|---|
| 事業名 | 事業目標 | 事業内容 | |
| ① 「子どもの権利」の理解の普及・啓発 | 子どもの権利に関する条例の普及を図ります。 | 小学生用リーフレットやマンガ版リーフレット、妊産婦向け小冊子など、対象に合わせてわかりやすい広報資料を作成し、学校や子どもに関わる施設等に配布します。 | |
| | 目標 | 現状値(令和元年度) | 目標値(令和6年度) |
| 担当課 | 子ども若者課 | 普及啓発媒体の種類 | リーフレット2種類(一般・中高生)で広報を実施 ・リーフレットを増やす(小学生・マンガ版、妊産婦向け小冊子等) ・動画等を作成 |
| 実施状況 | | | |
| 令和3年度 | | | 令和4年度以降の取組の方向性 |
| 実績 | 取組内容 | 主管課評価 | |
| 周知用パンフレットの作成 | 既存のリーフレット2種類を区立小中学校にて配付するとともに、新たに代々木アニメーション学院と提携し、マンガを用いた周知用パンフレットを作成した。 | A | 令和4年度以降は新しく改訂した周知用パンフレットを区内の小中学生に配布した後、新たな普及啓発ツールを作成する。 |

重点事業

| 事業名 | 事業目標 | 事業内容 | | |
|-----------------------|-------------------------------|---|------------|--|
| ③「子どもの権利」に関する研修・講座の実施 | 子どもに関わるおとなに子どもの権利を学ぶ機会を提供します。 | 学校教諭や保育士、子どもに関わる施設職員に対して子どもの権利に関する研修や、地域のおとなに対する講座を実施します。 | | |
| | 目標 | 現状値(令和元年度) | 目標値(令和6年度) | |
| 担当課 子ども若者課 指導課 | ①職員研修実施回数 | ①2回 | ①5回 | |
| | ②出前講座実施回数 | ②3回 | ②10回 | |
| | ③区民講演会実施回数 | ③1回 | ③2回 | |

実施状況

| 令和3年度 | | | 令和4年度以降の |
|-------------------|--|-------|--|
| 実績 | 取組内容 | 主管課評価 | 取組の方向性 |
| ①4回 ②1回 ③0回 | 出前講座は、人権教育推進校巣鴨小学校にて講座を行った。またファミリーサポートセンターで援助会員に向けても講座を行った。 職員研修については、「豊島区子どもの権利条例」に関する内容を取り入れた研修を実施した。 | C | 令和4年度以降は新型コロナウイルス感染症対策を考慮し、オンラインでの開催を視野に入れた上で、まずは策定時の水準に戻し、状況を勘案して、令和6年度の目標値を目指す。 全小・中学校の教育課程に「豊島区子どもの権利条例」についての学習を位置付ける。教員研修は継続して実施する。 |

【青少年問題協議会からの意見】

●【重点事業1「子どもの権利」の理解の普及・啓発】

令和2年度は既存の条例周知用パンフレット（一般用・中学生用）に加え、新たに小学校4～6年生向けに学習パンフレットを作成しました。豊島区は、平成18年に「子どもの権利に関する条例」を制定していますが、未だ子どもたちには条例の認知度が低い状況にあります。このような状況下で、「子どもの権利」の理解の普及・啓発ツールを増やすことは、とても意義深いことでありました。

令和3年度の取組として、子どもたちに豊島区子どもの権利条例をわかりやすく表現するため、代々木アニメーション学院と提携し、漫画を用いた条例周知用パンフレットを作成しました。豊島区がトキワ荘のあるまちとして、その漫画文化を活用したということは評価に値します。漫画を用いたパンフレットは令和3年度に配布するまでに及びませんでした。令和4年度に区立の全小中学校に配布し、作成及び配布による広報啓発の効果は大きいものと思われます。しかし、パンフレットなどの広報物だけでは子どもの権利の理解は進まないという側面もあります。広報だけではなく、様々な場面で子どもの権利について触れ、理解を深めてもらう工夫が大切です。

●【重点事業 3 「子どもの権利」に関する研修・講座の実施】

令和 2 年度と評価が変わっていませんが、これは依然としてコロナ禍であることの影響が継続しているためと考えられます。この状況が続く中での事業の展開の難しさがみられますが、工夫の余地はあると思います。子どもの権利を守るための普及・啓発ツールを常に模索していくことが重要であるということ念頭に置きながら事業を継続することが望まれます。

(2) 子どもの意見表明・参加の促進

「子どもの意見表明・参加の促進」は、2つの具体的な取組、5事業（うち重点事業は1事業）で構成されています。

それぞれの事業の令和3年度における主管課評価は、評価A（目標に大きく資する取組ができた）が1事業（20.0%）評価B（目標に資する取組ができた）が3事業（60.0%）、評価C（目標に資する取組が不十分であった）が1事業（20.0%）となっています。

| 具体的な取組 | 構成事業 | 担当課 | 主管課評価 |
|--------------------|-----------------|---------------|-------|
| 子どもの意見表明・参加の仕組みづくり | 《重点》としま子ども会議の開催 | 子ども若者課 | B |
| | 子どもの参加推進事業 | 子ども若者課 | A |
| | 利用者会議の開催 | 子ども若者課／放課後対策課 | B |
| 子どもの意見表明・参加の促進 | 子ども地域活動支援事業 | 子ども若者課 | C |
| | 青少年指導者養成事業 | 学習・スポーツ課 | B |

【重点事業の実施状況等】

令和3年度における重点事業（1事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

| 重点事業 | | | |
|----------------------------|---|--|---|
| 事業名 | 事業目標 | 事業内容 | |
| ⑥ 新規 としま子ども会議の開催 | 子どもの区政への参加と意見表明の機会を提供します。 | 「子どもの権利に関する条例」に基づく「としま子ども会議」として、区内の小中学生が、区政に関するテーマについて話し合い、意見をまとめて区長や区職員等に発表します。区は子どもの意見を聞き、施策に反映するよう努めます。 | |
| | 目標 | 現状値(令和元年度) | 目標値(令和6年度) |
| 担当課 | 子ども若者課 | 実施に向けて検討中 | ①30人 ②1件 |
| 実施状況 | | | |
| 令和3年度 | | | 令和4年度以降の取組の方向性 |
| 実績 | 取組内容 | 主管課評価 | |
| ①16人 ②0件 | 会議6回、意見発表会1回を開催した。コロナ対策を講じた上で、対面でのワークショップ形式で実施した。ファシリテーターとして、テーマに関係する部署の若手職員に参加してもらうことで議論をふかめることができた。 | B | 区立小中学校、区内高等学校の児童・生徒向けに募集用チラシを配布し、事業の広報・周知に努めるとともに、定員の拡大を図る。 引き続き、関係部署の職員をファシリテーターに迎え、活発な話し合いができるようにアシストしていく。 |

【青少年問題協議会からの意見】

●【重点事業 6 としま子ども会議の開催】

令和2年度は「豊島区子どもの権利に関する条例」にもとづく「としま子ども会議」を初めて開催しました。子どもの意見を反映する場という意味では意義のある開催となりましたが、コロナ禍という状況下で、参加者数が目標を大きく下回ったことや、子どもからの提案採択数が0件であったことは残念でした。令和3年度も、子どもからの提案採択数が令和2年度に引き続き0件でした。子どもの意見表明・参加の促進という意味では、としま子ども会議で出た子どもからの意見がどのように尊重され区政に反映されたかが重要であります。そして、子どもにフィードバックされていく仕組みが確立されればさらに良くなると考えられます。子どもから意見を聞いた以上、どのようにその意見を尊重し、結果がどうであったかをきちんと説明することが大きな課題です。コロナ禍は子どもたちにとってマイナス面もありますが、その一方で、子どもたちがオンライン環境を誰でも使えるようになったという側面もあり、それをうまく活用していく方法を模索することを望みます。

令和4年度の方向性として、提案採択につながるような取組も引き続き検討していくべきです。「としま子ども会議」に限らず、子どもが気軽に発言できる機会があってもいいと思います。区長へ手紙を書き返信をもらうというようなことでもいいです。意見が届いているということ子どもにアピールすることも大事です。

子どもの権利が広く理解されるには、大人の意識が変わることが必要です。豊島区には子ども食堂のネットワークや学習支援ネットワーク等、様々なネットワークがあるので、そのような団体同士で情報を共有すると、行政の事業だけでは行き届かない情報でも地域の力によって拡大されることもあると思います。

●【計画事業 7 子どもの参加推進事業】

会議体という形でなくても、子ども若者課が小中高校に出向いて、子どもと意見交換をするという方法でも良いと思います。立教大学との事業実績を踏まえ、子どもの意見を施策に反映するために出向き、積極的なはたらきかけをするなど令和4年度以降の事業の展開が望まれます。

●【計画事業 8 利用者会議の開催】

子どもスキップや中高生センターを利用する子どもたちから意見をもらっている点は良いですが、今後はその施設だけに限定せず区への意見も表明できるような工夫が必要です。

子ども会議、利用者会議等、それぞれの会議が目的とする意見を聴取するだけでなく、それ以上のこともできるような会議の仕方を考えても良いのではないかと思います。

●【子どもの参加について】

子どもの参加とは、あらゆる場面での参加が必要であり、どんなに小さいことでも意見表明です。会議の目的に関することしか聞かないというのではなく、子どもの意見表明の場として関連事業を担当している部署が相互に連携して全体に提供するのが好ましいと考えます。

(3) 子どもの居場所・活動の充実

「子どもの居場所・活動の充実」は、4つの具体的な取組、19事業（うち重点事業は5事業）で構成されています。

それぞれの事業の令和3年度における主管課評価は、評価A（目標に大きく資する取組ができた）が9事業（47.4%）、評価B（目標に資する取組ができた）が9事業（47.4%）、評価C（目標に資する取組が不十分であった）が1事業（5.3%）となっています。

| 具体的な取組 | 構成事業 | 担当課 | 主管課評価 |
|------------|--------------------------------|-----------------|-------|
| 子どもの居場所の充実 | 《重点》中高生センターの運営 | 子ども若者課 | B |
| | 《重点》子どもスキップの運営・改築 | 放課後対策課 | B |
| | 放課後子ども教室事業 | 放課後対策課 | B |
| | 子ども食堂ネットワーク | 子ども若者課 | A |
| 屋外遊び場の充実 | 《重点》プレーパーク事業 | 子ども若者課 | B |
| | 小学校開放事業 | 放課後対策課 | A |
| | 公園・児童遊園新設改良事業 | 公園緑地課 | B |
| | 「としまキッズパーク」の整備・運営 | 公園緑地課 | A |
| 活動・体験機会の充実 | 《重点》子どものための文化体験事業 ※ | 文化デザイン課 ／保育課 | B |
| | 次世代育成事業助成 | 文化デザイン課 | A |
| | アトカル・マジカル学園 | 文化デザイン課 | A |
| | 図書館おはなし会・読み聞かせ事業 | 図書館課 | A |
| | 生涯スポーツ推進事業 | 学習・スポーツ課 | C |
| | プレーパーク事業【再掲】 | 子ども若者課 | B |
| 学習支援の充実 | 《重点》コミュニティソーシャルワーカーによる子どもの学習支援 | 福祉総務課 | B |
| | としま未来塾 | 指導課 | A |
| | 小・中学校補習支援チューター事業 | 指導課 | B |
| | ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業 | 子育て支援課 | A |
| | としま子ども学習支援ネットワーク「とこネット」 | 福祉総務課 | A |

※ 「子どものための文化体験プログラム」から事業名変更

【重点事業の実施状況等】

令和3年度における重点事業（5事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

| 重点事業 | | | |
|---------------------|--|---|-----------------------|
| 事業名 | 事業目標 | 事業内容 | |
| ⑪ 中高生センターの運営 | 中高生の放課後の居場所を提供し、自主的な活動を支援します。 | 中高生等が音楽、スポーツ活動、友だちとの語らいや情報交換などを行う場として中高生センターを運営し、自主的な活動や社会参加等を支援します。また、中高生の心身が傷つけられないよう、関係諸機関や団体と連携して、その予防や早期発見に努めています。 | |
| | 目標 | 現状値(平成30年度) | 目標値(令和6年度) |
| 担当課 | 子ども若者課 | ①登録者数 ②延べ利用者数 | ①1,980人 ②26,896人 |
| | | | ①2,200人 ②32,000人 |
| 目標値(令和6年度)見直し | | | |
| 見直し後の目標値 | | 見直しの理由 | |
| ①2,000人 ②30,000人 | | 仮施設で規模を縮小して運営するため | |
| 実施状況 | | | |
| 令和3年度 | | | 令和4年度以降の |
| 実績 | 取組内容 | 主管課評価 | 取組の方向性 |
| ①1,893人 ②24,854人 | コロナ禍だからこそリアルな居場所の必要性を感じ感染症対策を講じながら運営した。日常的な関わりから困難な状況にある中高生の早期発見を目指し、関係機関と連携・対応した。 | B | 引き続き子どもの居場所・活動の充実を図る。 |

| 重点事業 | | | |
|-----------------|---|--|---|
| 事業名 | 事業目標 | 事業内容 | |
| ⑫ 子どもスキップの運営・改築 | 小学生の放課後の居場所を提供し、放課後児童支援員の指導のもと、安心・安全な遊びを通じて子どもたちの交流を図ります。 | 小学生の放課後の安全・安心な居場所として、区立小学校22校に、校舎内、敷地内または隣接地にて、学童クラブの機能を持たせた子どもスキップを運営しています。また、別棟建設などで利用者数増加に対応するなど施設面での改善を図り、より一層安全・安心な環境を整えています。 | |
| | 目標 | 現状値(平成30年度) | 目標値(令和6年度) |
| 担当課 | 放課後対策課 | 延べ利用者数 | 535,760人 |
| | | | 540,000人 |
| 実施状況 | | | |
| 令和3年度 | | | 令和4年度以降の |
| 実績 | 取組内容 | 主管課評価 | 取組の方向性 |
| 415,653人 | 感染症対策を徹底し、子どもスキップ一般利用「スキップの日」実施回数を増加させ、一般利用者を受け入れた。 (但し校庭開放は通年実施。) | B | 引き続き感染症対策を講じつつ、全面再開に向けて段階的に一般利用を拡大再開していく。 |

重点事業

| 事業名 | 事業目標 | 事業内容 | |
|------------|-------------------------------|---|------------------|
| ⑮ プレーパーク事業 | 子どもたちが屋外で安全に楽しく遊べる機会の充実を図ります。 | 子どもが自由に豊かな遊びと多様な体験ができるプレーパーク(冒険遊び場)事業を推進します。池袋本町プレーパークの他、身近な地域で冒険遊びなどを体験できるよう、出張プレーパークを実施します。また、池袋本町プレーパークは、子どもが自由に過ごし、自分らしく、ゆったりと安心できる場所としての機能も併せ持ちます。 | |
| | 目標 | 現状値(平成30年度) | 目標値(令和6年度) |
| 担当課 | 子ども若者課 | ①参加者数 ②出張プレーパーク開催数 | ①31,002人 ②13回 |
| | | | ①35,000人 ②20回 |

実施状況

| 令和3年度 | | | 令和4年度以降の |
|-----------------|--|-------|---|
| 実績 | 取組内容 | 主管課評価 | 取組の方向性 |
| ①31,901人 ②8回 | 池袋本町プレーパークは4/25から5/31まで緊急事態宣言の影響で実施しなかったが、年間を通じ屋外で自由な発想で自分らしく遊べる場所を提供した。身近な地域で冒険遊び体験ができる出張プレーパークを実施しているが、2年度に引き続き保育園、スキップに限定し8回実施した。 | B | 常設の池袋本町プレーパークでは年間を通じ屋外で自由な発想で自分らしく遊べる場所を提供する。身近な地域で冒険遊びを体験できるよう出張プレーパークを保育園、スキップ限定から範囲を広げて開催する。 |

重点事業

| 事業名 | | 事業目標 | 事業内容 | |
|----------------------------------|----------------|--|--|------------------------------------|
| ①9 子どものための文化体験事業 ※R2～事業名変更 | | 子どもたちが多彩な文化芸術が体験できる機会を提供します。 | 区とNPO法人が協働して、次代の文化の担い手である子どもたちを対象に文化芸術に触れるワークショップ等のアートプログラムを展開します。 | |
| | | 目標 | 現状値(平成30年度) | 目標値(令和6年度) |
| 担当課 | 文化デザイン課 保育課 | ①演劇公演実施回数、延べ参加者数 ②鑑賞教室実施回数、延べ参加者数 ③ワークショップ実施回数、延べ参加者数 ④保育園ワークショップ実施園数、延べ参加者数 ⑤ぞうしがや こどもステーション実施回数、延べ参加者数 | ①10回、2,056人 ②7回、587人 ③1回、24人 ④22園、450人 ⑤54回、1,931人 | 左記5つの取組について、同程度の回数及び参加人数を維持して実施する。 |

実施状況

| 実績 | 令和3年度 | | 令和4年度以降の取組の方向性 |
|---|---|-------|---|
| | 取組内容 | 主管課評価 | |
| ①0回、0人 ※新型コロナまん延防止のため中止 ②8回、491人 ③5回、延べ98人 ④20園、574人 ⑤37回、延べ540人 ※一部オンライン | 子ども事業においては、子どもの感染状況が拡大する懸念もあり、延期・中止となった事業も多くみられた。しかし、早い段階でオンライン配信に切り替えたり、広いスペースを確保するなど、安心して参加しやすい環境を作り出した。また、保育園ワークショップでは、コロナの影響により何度か延期になったが、感染防止のため人数制限を設けたり、1日に複数回に分けて実施した結果、最終的に全園実施することができた。 | B | 引き続き左記の取り組みを通して、子どもたちにアート体験を提供する。 保育園ワークショップについては、実施園が偏ることのないよう、選考の際に配慮する。 |

重点事業

| 事業名 | 事業目標 | 事業内容 | |
|--|--|---|-----------------|
| ②4 コミュニティソーシャル ワーカーによる子どもの 学習支援 | 子どもの学習習慣の習得を 図るとともに居場所となる場 を提供します。 | コミュニティソーシャルワーカーが関係機関や地域住民、ボランティア等の協力を得て、公共施設において要支援家庭等の子どもの学習支援を行います。 | |
| | 目標 | 現状値(平成30年度) | 目標値(令和6年度) |
| 担当課 | 福祉総務課 | ①学習会実施回数 ②子どもの延べ参加者数 | ①61回 ②1,112人 |
| | | | ①65回 ②1400人 |

実施状況

| 令和3年度 | | | 令和4年度以降の 取組の方向性 |
|--------------|--|-------|--|
| 実績 | 取組内容 | 主管課評価 | |
| ①14回 ②61人 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の学習会は開催中止となった。 なお、コロナ禍でも支援が途切れることがないよう、オンライン学習会を開催したり、月に1回お便りを発行し、返信ハガキを同封することにより、ボランティアと子どもたちの関係性の継続に努めた。 | B | 新型コロナウイルス感染症が収束するまでは、従来通りの方法で学習会を開催することは困難である。コロナ禍でも、ボランティアと子どもたちの関係性が途切れることのないよう、学習会のあり方の見直しや、定期的なお便りの発行等、工夫して取り組みを行っていく。 |

【青少年問題協議会からの意見】

●【重点事業11 中高生センターの運営】

令和2年度は登録者数及び延べ利用者数ともに計画策定時の現状値（平成30年度）を下回るなど、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けましたが、令和3年度は、ウィズコロナ及びアフターコロナの状況を受け止め、子どもたちにとって居心地のよい居場所の提供ができました。小学生・中学生の居場所というのは他自治体でも設置されていますが、中学生・高校生の居場所という形で中高生センターを運営しているのはめずらしいことで、評価できる点です。

令和4年度からジャンプ東池袋では、1年間の大規模改修が始まりますが、子どもにとっての1年は大変貴重な時間です。改修期間中に、代替施設となる建物の規模が従来施設よりも狭くなり、利用者の受け入れが縮小されることによる影響が危惧されますが、状況を見ながら代替の施設を拡充していくなどの積極的な工夫が望まれます。

●【重点事業12 子どもスキップの運営・改築】

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和2年度には、一般利用者の受け入れはほとんどありませんでした。令和3年度においては、一般利用者も受け入れることができた点は評価に値します。令和4年度は引き続き感染症対策を講じつつ、全面再開に向けて段階的に拡大再開していくことが望ましいです。

●【重点事業 15 プレーパーク事業】

令和 2 年度に緊急事態宣言の影響で実施できない期間もありましたが、屋外で実施するなど子どもが自由な発想で、自分らしく遊べる場所を提供しました。令和 3 年度も引き続き提供できるよう努めました。しかし、勢いの収まらないコロナ禍で対応できない部分もあり、事業が実施できなかった期間がありました。

プレーパーク事業は子どもに来てもらうという意味合いのプレーパーク事業と、子どもがいるところに向いて行う出張プレーパーク事業とがあり、コロナ禍で子どもがなかなか出かけることができない状況を踏まえるとどちらも重要ですが、特に出張プレーパーク事業は社会の状況を見て、むしろ強化したほうがよい事業です。令和 4 年度以降の取組の方向性でも、出張プレーパーク、保育園、スキップ限定から範囲を広げて開催するというように記載されているので今後も感染状況を見ながら、拡大していくことを検討すべきです。

●【重点事業 19 子どものための文化体験事業】

コロナ禍で文化芸術体験ができる機会が減少してしまいましたが、子どもにとって芸術鑑賞（アート）もスポーツと同様、大事な体験であるため、令和 2 年度に引き続き感染対策を講じながら、事業を推進することを望みます。

●【重点事業 24 コミュニティソーシャルワーカーによる子どもの学習支援】

学習支援が目的の事業ですが、コロナ禍の状況において直接勉強を教えることはできなかったけれども、月に 1 回お便りを発行して返信ハガキを同封することで、ボランティアと子どもたちの関係性の継続に努めたということは評価できます。しかしながら、学習支援はコロナ禍でも必要なことですので、関係性を継続するにあたっては、子ども達が使いやすいツールを活用することも検討すべきです。例えば、SNS やメールでやりとりする方法の方が子どもたちは返信しやすいと思います。

他にもオンライン学習会を利用するなど、コロナ禍が継続することも念頭に置いて事業を推進することを望みます。

子どもの居場所に関する事業は、直営事業・委託事業に関わらず、子どもと直接関わる重要な現場ですが、子どもにとって効果的な居場所となっているのかが、常日頃行われている定例会議では、十分に議論されていないということが検証する中で判明しました。今回の評価に対して、どこを改善していくべきなのか、あるいはどこを伸ばしていくべきなのかについて、担当課は現場とのコミュニケーションをとっていく必要があります。特に、子どもの居場所に関する事業については、直営事業よりも委託事業の方が多く、受託して関わっている現場の方々の意見取り入れていくことで、さらに良いものにしていく必要があると思います。

(4) 子どもの権利侵害の防止及び相談・救済

「子どもの権利侵害の防止及び相談・救済」は、2つの具体的な取組、17事業（うち重点事業は4事業）で構成されています。

それぞれの事業の令和3年度における主管課評価は、評価A（目標に大きく資する取組ができた）が4事業（23.5%）、評価B（目標に資する取組ができた）が13事業（76.5%）となっています。

| 具体的な取組 | 構成事業 | 担当課 | 主管課評価 |
|------------------|---------------------------|---------------|-------|
| 児童虐待防止対策・いじめ防止対策 | 《重点》子ども虐待防止ネットワーク事業 | 子ども家庭支援センター※ | B |
| | 《重点》いじめ防止対策推進事業 | 指導課 | B |
| | 児童虐待防止の普及・啓発 | 子ども家庭支援センター※ | B |
| | こんにちは赤ちゃん事業 | 健康推進課／長崎健康相談所 | B |
| | 子育て訪問相談事業 | 子ども家庭支援センター※ | A |
| | 母子一体型ショートケア事業（ひとり親家庭支援事業） | 子育て支援課 | A |
| | 家庭訪問型子育て支援（ホームスタート）助成事業 | 子育て支援課 | B |
| | スクールカウンセラー事業 | 指導課／教育センター | A |
| 相談・救済体制の整備 | 《重点》「子どもの権利擁護センター（仮称）」の設置 | 子ども若者課 | B |
| | 《重点》子どもの権利擁護委員相談事業 | 子ども家庭支援センター※ | B |
| | 児童相談所の設置・運営 | 子育て支援課 | B |
| | 人権擁護委員相談事業 | 区民相談課 | A |
| | 子ども若者総合相談事業（アシスとしま） | 子ども若者課 | B |
| | 子どもに関する相談事業 | 子ども家庭支援センター※ | B |
| | 子どもからの専用電話相談 | 子ども家庭支援センター※ | B |
| | 子ども家庭女性相談事業 | 子育て支援課 | B |

※ 「子育て支援課」から担当課変更。

【重点事業の実施状況等】

令和3年度における重点事業（4事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

| 重点事業 | | | |
|--------------------|--|--|--|
| 事業名 | 事業目標 | 事業内容 | |
| ②9 子ども虐待防止ネットワーク事業 | 児童虐待の予防及び重篤化の防止を図ります。 | ①児童虐待の予防・防止に関するネットワークの重層的整備を図ります。 ②児童問題に関する各関係機関相互の調整とケース管理を行います。 ③マニュアル等を教材とした職員研修の充実を図ります。 | |
| | 目標 | 現状値(平成30年度) | 目標値(令和6年度) |
| 担当課 | 子育て支援課 | ①虐待防止ネットワーク研修開催数 ②出張講座開催数 | ①2回 ②15回 |
| | | | ①2回(毎年度回数を維持) ②30回 |
| 目標値(令和6年度)見直し | | | |
| 見直し後の目標値 | | 見直しの理由 | |
| ①変更なし ②40回 | | 関係機関の関心も高く、既に目標値を達成しているため | |
| 実施状況 | | | |
| 令和3年度 | | | 令和4年度以降の |
| 実績 | 取組内容 | 主管課評価 | 取組の方向性 |
| ①1回 ②44回 | ①ネットワーク研修を ZOOM で行うことにより、1回目は実施した。2回目はコロナが急増した時期と重なり実施できなかった。 ②前年度に引き続き、関係機関職員向け事例等を用いた児童虐待防止勉強会を密にならない環境で実施した。 | B | 引き続き、関係機関に児童虐待予防の取り組みを周知し、虐待の早期発見、早期対応につなげる。ヤングケアラーの周知についても追加していく。 |

重点事業

| 事業名 | | 事業目標 | 事業内容 | |
|-----|-------------|--|---|---------------------------------------|
| ③0 | いじめ防止対策推進事業 | 児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめの発生防止や早期発見を図ります。 | ①保護者・学校・地域・関係機関からなるいじめ問題対策委員会を開催します。 ②児童・生徒に対していじめ実態調査を年3回実施し、定期的な実態把握を行います。 ③心理検査を実施し、個々の行動面や心情面から分析を行うとともに、職層に応じた教員研修を毎年実施し、いじめの早期発見に役立てます。 | |
| | | 目標 | 現状値(平成30年度) | 目標値(令和6年度) |
| 担当課 | 指導課 | ①いじめの解消率 ②いじめ防止のための教員の研修の実施 | ①小学校 93.5% 中学校 90.2% ②職層に応じ、年3回実施 | ①小学校 100% 中学校 100% ②職層に応じ、年3回実施 |

実施状況

| 令和3年度 | | | 令和4年度以降の |
|--|--|-------|---|
| 実績 | 取組内容 | 主管課評価 | 取組の方向性 |
| ①小学校 81.5% 中学校 78.1% ②職層に応じ年3回実施 | <ul style="list-style-type: none"> 心理検査を区立小学校3年生～区立中学校3年生を対象に年2回実施した。 学識経験者、保護者、学校、地域、関係機関からなるいじめ防止対策委員会の開催【年3回】をした。 学識経験者、弁護士、心理士、福祉の専門知識を有する者等で構成するいじめ調査委員会の開催【年1回】をした。 教員研修の実施（3回）をした。 「校内心のケア委員会」を全校に設置、アンケートに基づき教職員による全児童・生徒との面談実施（3回）をした。 | B | 学校経営や学級経営の根本として、年度当初から、全教職員の共通の意識を高め、いじめを、「しない させない 見逃さない」体制づくりを推進する。 子どもスキップや家庭・地域においても、学校と一体的にいじめ対策を推進できる体制づくりを推進する。 |

重点事業

| 事業名 | | 事業目標 | 事業内容 | |
|--------------------------------|--------|--------------------|---|--------------------|
| ③⑧ 新規 「子どもの権利擁護センター(仮称)」の設置 | | 子どもの権利侵害を予防、救済します。 | 虐待やいじめ、不登校、ひきこもり、多様な性自認・性的指向の人々、外国人など、子ども自身からの相談に応じるために、子どもの権利擁護委員を配置した子どもの権利擁護センターを設置・運営します。 | |
| | | 目標 | 現状値(令和元年度) | 目標値(令和6年度) |
| 担当課 | 子ども若者課 | ①設置 ②相談件数 | 設置に向けて検討中 | ①令和3年度中に開設 ②50件 |

目標値(令和6年度)見直し

| 見直し後の目標値 | 見直しの理由 |
|---------------------|--|
| ①令和4年度中に開設 ②変更なし | 新型コロナウイルス感染症の影響で区の財政等に影響が生じており、様々な事業にスケジュールの変更が発生しているため。 |

実施状況

| 令和3年度 | | | 令和4年度以降の 取組の方向性 |
|-----------------|--|-------|--|
| 実績 | 取組内容 | 主管課評価 | |
| ①設置に向けて検討 ②- | 「子どもの権利委員会」を全3回開催し、その中で「子どもの権利擁護センター(仮称)」も含めた「子どもの権利擁護制度」のあり方について検討した。 | B | 子どもの権利に関する施策検証の中で既存事業の課題を整理しながら、子どもの権利擁護のために既存事業の活用方法や連携方法を検討していく。 |

重点事業

| 事業名 | | 事業目標 | 事業内容 | |
|-------------------|--------|---------------------------------|--|------------|
| ③⑨ 子どもの権利擁護委員相談事業 | | 子どもの権利侵害の相談に応じ子どもの救済、権利回復を図ります。 | 子どもの権利侵害について相談に応じ、救済や回復のために支援をします。また、権利侵害に関わる調査・調整を行い、関係機関等と連携を図り、子どもの権利侵害を予防し、子どもの救済や回復に努めます。 | |
| | | 目標 | 現状値(平成30年度) | 目標値(令和6年度) |
| 担当課 | 子育て支援課 | 権利侵害に関わる活動件数 | 5件 | 10件 |

目標値(令和6年度)見直し

| 見直し後の目標値 | 見直しの理由 |
|----------|------------------------------|
| 20件 | 中高生の権利侵害に関わる相談への関心が高まっているため。 |

実施状況

| 令和3年度 | | | 令和4年度以降の 取組の方向性 |
|-------|-----------------------|-------|------------------------------------|
| 実績 | 取組内容 | 主管課評価 | |
| 12件 | ジャンプでの巡回相談や個別相談を実施した。 | B | 権利擁護センター(仮称)の設置に合わせて、周知の方法等検討していく。 |

【青少年問題協議会からの意見】

●【重点事業 29 子どもの虐待防止ネットワーク事業】

出張講座開催数は関係機関の関心も高く、令和 2 年度実績で既に目標値を達成しているため、目標値（令和 6 年度）の見直しを行いました。令和 3 年度も児童虐待の予防及び重篤化の防止に寄与できていると考えられ、引き続き児童虐待の予防・防止に関するネットワークを重層的に整備していくことが求められます。

●【重点事業 30 いじめ防止対策推進事業】

令和 2 年度に引き続き、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるように、いじめの発生を防止することや早期発見を図ることが重要です。令和 3 年度も令和 2 年度と同様に、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い「校内心のケア委員会」を実施し、教職員による児童・生徒との面談を実施しました。新型コロナウイルス感染症の感染状況に伴う児童・生徒の状況は刻一刻と変化しています。今後は、新型コロナウイルス感染症が収まりつつあることで、新たな問題・課題が顕出する恐れに備え、子どもスキップや家庭や学校が一体となって、いじめの防止対策を推進していく必要があります。

●【重点事業 38 「子どもの権利擁護センター(仮称)」の設置】

権利擁護のあり方について子どもの権利委員会で昨年度まで議論をし、令和 5 年度の新規拡充事業として検討しています。委員会の中で子どもの権利擁護制度の方向性について確認されたことは大きな成果です。今後は子どもの相談を通じて権利侵害から救済するための整備体制を強化していくことを期待します。

●【重点事業 39 子どもの権利擁護委員相談事業】

計画策定時の現状値（平成 30 年度）では権利侵害に関わる活動件数が 5 件でしたが、中高生の権利侵害に関わる相談への関心が高まっているため、目標値（令和 6 年度）の見直しを行い、20 件に修正されました。他区で行われている同内容の相談事業からすると少ない件数なので、子どもの権利擁護センターの充実とともに子どもの権利擁護委員相談事業の発展を望みます。

目標Ⅱ

子どもを安心して産み育てるための支援を推進する

【概要】

目標Ⅱでは、教育や福祉、保健、医療、更生保護などの関係機関が連携し、それぞれの専門性を活かしながら、子どもやその家族が抱える悩み・困難に向き合うことで、個々の発達段階に応じた、切れ目のない継続的かつきめ細やかな支援を行っています。また、全ての家庭が安心して子育てができるよう、子育て家庭への各種支援施策を推進しています。



<ゆりかご・としま事業>

【計画の進捗を測る主な指標】

| 指標名 | 現状(平成30年度) | 目指す方向性(令和6年度) |
|--------------------------------|-----------------|---------------|
| 安心して子どもを産む環境づくりができていると思う保護者の割合 | ●就学前児童保護者 40.9% | ↑ |
| 子育てが楽しいと感じることの方が多いと答えた保護者の割合 | ●就学前児童保護者 69.0% | ↑ |

| 取組の方向性 | ○主な計画事業(●重点事業) |
|--------------------|--|
| (1)子どもや家庭への医療・健康支援 | ●ゆりかご・としま事業 ○妊婦健康診査 ○産後ケア事業 ○育児支援ヘルパー事業 ●乳幼児健康診査 ○乳幼児健康相談 ○予防接種事業 ○子どもの医療費助成事業 |
| (2)子育て家庭への支援 | ●東部・西部子ども家庭支援センター事業 ●地域区民ひろばにおける「子育てひろば」の運営・開設 ○子どもショートステイ事業 ○家庭訪問型子育て支援(ホームスタート)助成事業 ●家庭教育推進事業 ○母親教室、パパママ準備教室 ○親の子育て力向上支援事業 |

【事業区分別主管課評価の状況(目標Ⅱ)】

| | A | B | C | D | 計 |
|------|---------------|---------------|-------------|-------------|--------------|
| 重点事業 | 1 | 5 | 0 | 0 | 6 |
| 計画事業 | 15 | 23 | 0 | 1 | 39 |
| 全事業 | 16 (35.6%) | 28 (62.2%) | 0 (0.0%) | 1 (2.2%) | 45 (100%) |

※ 再掲事業を含む。

※ 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100にならない場合がある。

目標Ⅱは重点事業・計画事業あわせて45事業で構成されていますが、A及びBで97.8%を占めており、事業の多くが目標に資する取組ができたという評価となっています。令和2年度の状況(A及びBで95.5%)と比べても高い数値になっており、コロナ禍の中でも、着実に成果をあげています。一方、引き続き未実施となった事業も1事業あり、今後、事業目的に沿った取組が求められます。

☞「取組の方向性」ごとの実施状況や重点事業の実績等については、次ページ以降に記載

(1) 子どもや家庭への医療・健康支援

「子どもや家庭への医療・健康支援」は、2つの具体的な取組、24事業（うち重点事業が2事業・新規事業が1事業）で構成されています。

それぞれの事業の令和3年度における主管課評価は、評価A（目標に大きく資する取組ができた）が9事業（37.5%）、評価B（目標に資する取組ができた）が14事業（58.3%）、評価D（未実施）が1事業（4.1%）となっています。

| 具体的な取組 | 構成事業 | 担当課 | 主管課評価 |
|----------------|--------------------|------------------------------|-------|
| 妊娠期からの切れ目ない支援 | 《重点》ゆりかご・としま事業 | 健康推進課／ 長崎健康相談所／ 子育て支援課 | B |
| | 妊婦健康診査 | 健康推進課／ 長崎健康相談所 | B |
| | 妊産婦歯科健康診査事業 | 健康推進課 | A |
| | 妊産婦・乳幼児保健指導事業 | 健康推進課／ 長崎健康相談所 | A |
| | 産後ケア事業 | 健康推進課／ 長崎健康相談所 | A |
| | 育児支援ヘルパー事業 | 子ども家庭支援センター | A |
| | としま育児サポーター | 健康推進課 | A |
| | もっと見る知る※ | 健康推進課／ 長崎健康相談所 | A |
| | ようこそ新米ママのひろば事業 | 健康推進課 | B |
| | 豊島区特定不妊治療費助成事業 | 健康推進課 | B |
| | 入院助産 | 子育て支援課 | B |
| | こんにちは赤ちゃん事業【再掲】 | 健康推進課／ 長崎健康相談所 | B |
| | 外国語版母子手帳交付事業（新規事業） | 健康推進課 | B |
| 子どもの健康確保のための取組 | 《重点》乳幼児健康診査 | 健康推進課／ 長崎健康相談所 | B |
| | 乳幼児歯科衛生相談事業 | 健康推進課／ 長崎健康相談所 | B |
| | 新生児聴覚検査事業 | 健康推進課／ 長崎健康相談所 | B |
| | 乳幼児健康相談 | 健康推進課／ 長崎健康相談所 | B |
| | 予防接種事業 | 健康推進課 | B |
| | 先天性風しん症候群予防対策事業 | 健康推進課 | B |
| | 子どもの医療費助成事業 | 子育て支援課 | B |
| | 休日診療事業 | 地域保健課 | A |
| | 平日準夜間小児初期救急診療事業 | 地域保健課 | A |
| | こどものぜん息水泳教室 | 地域保健課 | D |
| | 子どものための禁煙外来治療費助成講座 | 地域保健課 | A |

※ 「としま見る知る」から事業名変更

【重点事業の実施状況等】

令和3年度における重点事業（2事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

| 重点事業 | | | | |
|---------------|---|--|------------------|------------------|
| 事業名 | 事業目標 | 事業内容 | | |
| ④6 ゆりかご・としま事業 | 妊婦、乳幼児、保護者の心身の健康の保持、増進に努めるとともに、家庭の孤立化を防ぐなど、健全な育児環境の確保を図ります。 | 妊娠中から出産・子育てに関する様々な不安を軽減し、必要な支援を行うため、「ゆりかご面接（妊娠中の体や心、赤ちゃんを迎える準備等の相談）」と「おめでとう面接（初めての子育て、赤ちゃんとの接し方等の相談）」を実施するとともに、ゆりかご応援グッズや誕生お祝い品を配付します。 | | |
| | 目標 | 現状値（平成30年度） | 目標値（令和6年度） | |
| 担当課 | 健康推進課 長崎健康相談所 子育て支援課 | ①ゆりかご面接実施率 ②おめでとう面接実施率 | ①58.8% ②72.6% | ①70.0% ②80.0% |

| 目標値（令和6年度）見直し | |
|---------------|--|
| 見直し後の目標値 | 見直しの理由 |
| ①68% ②74% | ①長期計画との整合性を図ったため。 ②コロナ禍により令和元年度・令和2年度の面接率は減少しており、短期間での回復は難しい見込みのため。 |

| 実施状況 | | | 令和4年度以降の 取組の方向性 |
|------------------|---|-------|---|
| 令和3年度 | | 主管課評価 | |
| 実績 | 取組内容 | | |
| ①67.0% ②74.9% | ①「ゆりかご面接」と「おめでとう面接」を実施するとともに、ゆりかご応援グッズや誕生お祝い品を配付した。 ②「おめでとう面接」においては、コロナ禍への対応として、電話での受付や対応期間の概ね1歳3か月までの延長を継続し、面接率の向上を図った。 | B | ①「ゆりかご面接」と「おめでとう面接」を継続して実施し、切れ目のない支援の充実を図る。 ②「ゆりかご面接」と「おめでとう面接」により、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を継続し、出産や育児に対する不安・負担軽減や専門機関への連携を確実に行う。 |

重点事業

| 事業名 | | 事業目標 | 事業内容 | |
|------------|------------------|--|---|------------------|
| ⑤7 乳幼児健康診査 | | 乳幼児の健康状況を把握し、保護者の育児不安軽減や適切な育児環境となるよう支援します。 | 3～4か月児、6～7か月児、9～10か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に医師、歯科医師の診察及び保健相談、栄養相談、歯科相談を行い、健康診査の結果異常が認められる児に精密健康診査を実施しています。 ※3～4か月児及び3歳児については保健所において集団的な健診を実施しています。 | |
| | | 目標 | 現状値(平成30年度) | 目標値(令和6年度) |
| 担当課 | 健康推進課 長崎健康相談所 | ①乳児(3～4か月児)健診受診率 ②3歳児健診受診率 | ①93.5% ②92.2% | ①97.0% ②93.0% |

目標値(令和6年度)見直し

| 見直し後の目標値 | 見直しの理由 |
|--------------|---|
| ①— ②95.0% | ①— ②持病によりかかりつけ医で実施する方、出国している方などがあるため、100%にはせず、95.0%に修正 |

実施状況

| 令和3年度 | | | 令和4年度以降の |
|------------------|-----------------------------------|-------|-------------------------------|
| 実績 | 取組内容 | 主管課評価 | 取組の方向性 |
| ①91.9% ②91.7% | 3～4か月児健診を48回、3歳児健診を36回、集団健診で実施した。 | B | 引き続き、乳幼児の健康な育ちを支える各種事業を推進します。 |

【青少年問題協議会からの意見】

●【重点事業46 ゆりかご・としま事業】

ゆりかご・としま事業の面接や検診は、参加の割合自体が高い事業です。乳児検診については妊娠の前後のやり取り等、比較的全員が受診可能なので、一般的に検診は98%くらいの受診率と認識しています。そのことを考えると令和3年度実績は、それくらいの数値に近づけるはずですが、面接は実績が70%から80%くらいであるならば検証が必要だと思います。児童虐待防止と同様に検診に来ない人やつながらない人というのがハイリスクというように位置づけていることを考えるとつながない人への対策を検討する必要があります。検診や面接を受けない方の理由や状況などを検証し、検診・面接実施率を向上させる対策を検討するべきです。また、何もつながらない状況にならないよう、オンライン面接や電話相談などでもつながるような仕組みを構築していく必要があります。

●【重点事業 57 乳幼児健康診査】

乳幼児健康診査は、母子健康法で定められている事業であり健診対象月のおよそ2か月前に郵送で通知し、対象月に受診がない場合は再通知を出しています。さらに未受診の場合は保健師が家庭訪問をして、状況把握をする仕組みになっておりそれでも状況がつかめない場合は、「居所不明児」として、子ども家庭支援センターと連携して最終的に居所を確認する点は重要です。

令和4年度以降の取組の方向性に記載された各種事業を推進するためにも、下回った理由を分析・解明し、きちんと人員を確保し対応すべき事業だと思います。

(2) 子育て家庭への支援

「子育て家庭への支援」は、3つの具体的な取組、21事業（うち重点事業は4事業）で構成されています。

それぞれの事業の令和3年度における主管課評価は、評価A（目標に大きく資する取組ができた）が7事業（33.3%）、評価B（目標に資する取組ができた）が14事業（66.7%）となっています。

| 具体的な取組 | 構成事業 | 担当課 | 主管課評価 |
|---------------|-------------------------------|---------------|-------|
| 子育て支援サービスの充実 | 《重点》東部・西部子ども家庭支援センター事業 | 子ども家庭支援センター※1 | B |
| | 《重点》地域区民ひろばにおける「子育てひろば」の運営・開設 | 地域区民ひろば課 | B |
| | 子どもショートステイ事業 | 子ども家庭支援センター※1 | A |
| | ファミリー・サポート・センター事業 | 子育て支援課 | B |
| | 子育て支援総合相談事業 | 子育て支援課 | B |
| | 子育てひろば事業補助 | 保育課 | A |
| | マイほいくえん事業 | 保育課 | A |
| | 家庭訪問型子育て支援（ホームスタート）助成事業【再掲】 | 子育て支援課 | B |
| 家庭教育支援 | 育児支援ヘルパー事業【再掲】 | 子ども家庭支援センター※1 | B |
| | 《重点》家庭教育推進事業 | 庶務課※2 | B |
| | 母親学級、パバママ準備教室 | 健康推進課／長崎健康相談所 | A |
| | 母乳教室事業 | 健康推進課／長崎健康相談所 | B |
| | 母親の子育て講座の開催 | 子ども家庭支援センター※1 | B |
| | 父親の子育て講座の開催 | 子ども家庭支援センター※1 | B |
| | 親の子育て力向上支援事業 | 子ども家庭支援センター※1 | B |
| 相談支援 | 保護者向け就学前教育に関する啓発 | 保育課／学務課／指導課※3 | B |
| | 《重点》東部・西部子ども家庭支援センター事業【再掲】 | 子ども家庭支援センター※1 | A |
| | 乳幼児健全育成相談事業 | 保育課 | B |
| | 子育て訪問相談事業【再掲】 | 子ども家庭支援センター※1 | A |
| | 子育て支援総合相談事業【再掲】 | 子育て支援課 | B |
| マイほいくえん事業【再掲】 | 保育課 | A | |

※1 「子育て支援課」から担当課変更。

※2 「学習・スポーツ課」から担当課変更

※3 「保育課／学務課／指導課」から担当課変更

【重点事業の実施状況等】

令和3年度における重点事業（4事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

| 重点事業 | | | |
|-----------------------|--|---|----------------------|
| 事業名 | 事業目標 | 事業内容 | |
| ⑥8 東部・西部子ども家庭支援センター事業 | 親子で楽しく遊び過ごせる居場所を提供し、安心して子育てができるようにします。 | 育児不安や子育てに悩む親や、子ども自身からの相談を受け、関係機関と連携して問題の解決を図ります。乳幼児とその親が遊びながら1日過ごせる場所を提供するとともに、子育て・子育てを地域で支え合う活動や仲間づくりを支援します。 | |
| | 目標 | 現状値(平成30年度) | 目標値(令和6年度) |
| 担当課 | 子育て支援課 | ①センター来館者 ②センター新規登録世帯数 | ①41,456人 ②1,630世帯 |
| | | | ①45,000人 ②2,000世帯 |

※担当課が子ども家庭支援センターに変更

| 実施状況 | | | 令和3年度 | 令和4年度以降の |
|----------------------|--|-------|--|----------|
| 実績 | 取組内容 | 主管課評価 | 取組の方向性 | |
| ①25,294人 ②1,126世帯 | 東西支援センター20周年を迎え、イベントを開催した。来館・利用者の増加につながった。 | B | オンラインでの講座開催やフットワークバスの周知等をすすめ、引き続きセンターの利用につなげる。 | |

| 重点事業 | | | |
|------------------------------|-------------------------|--|------------|
| 事業名 | 事業目標 | 事業内容 | |
| ⑥9 地域区民ひろばにおける「子育てひろば」の運営・開設 | 地域における子育て世代の交流の場を提供します。 | 地域の乳幼児の遊びの場及び保護者の相互交流の場を小学校区単位に開設しています。また、保護者からの育児相談に応じ、必要な情報の提供を行うなど地域の子育てを支援しています。 | |
| | 目標 | 現状値(平成30年度) | 目標値(令和6年度) |
| 担当課 | 地域区民ひろば課 | 延べ利用者数 | 219,611人 |
| | | | 222,500人 |

| 実施状況 | | | 令和3年度 | 令和4年度以降の |
|----------|--|-------|---|----------|
| 実績 | 取組内容 | 主管課評価 | 取組の方向性 | |
| 102,239人 | コロナ禍で区民ひろばの運営・事業実施に影響を及ぼしたが、事業実施回数を増やすなどの工夫により、令和2年度と比べ多くの子育て世代向けの事業を実施した。子ども家庭支援センターなど関係部署と連携して育児相談の事業も行った。 | B | 引き続き、安全性を考慮し、地域の乳幼児の遊びの場及び保護者の相互交流の場を提供していく。また、子育て世代に向けた情報発信も行っていく。 | |

重点事業

| 事業名 | | 事業目標 | 事業内容 | |
|-------------|-----------------|--|---|---|
| 75 家庭教育推進事業 | | 家庭教育の重要性を啓発します。 | 以下の取組を通じ、子どもの発達段階に応じた学習機会の充実や情報提供を行います。 ①【家庭教育推進員】区立小学校PTA会長から推薦を受けた家庭教育推進員が1年間活動し、2月に学習発表会を開催します。 ②【家庭教育学級】キャリア教育や居場所としての家庭について学ぶ講座を開催します。 ③【家庭教育講座】区立小中学校PTA及び区立幼稚園職員と園児の保護者が企画運営する講座を支援します。 | |
| | | 目標 | 現状値(令和元年度) | 目標値(令和6年度) |
| 担当課 | 庶務課 学習・スポーツ課 | ①【家庭教育推進員】 参加者に事業開始前と終了後でアンケートをとり、「家庭教育に主体的に働きかけたい」と思う人の増加率 ②【家庭教育学級】 延べ参加者数 ③【家庭教育講座】 実施校数 | ①18%上昇 ②280名 ③18校で講座実施 | ① 毎年度、18%上昇 ②300名 ③ 20校で講座実施 (1校でも多い講座実施を目指す。) |

※担当課が庶務課に変更

実施状況

| 令和3年度 | | | 令和4年度以降の |
|----------------------|---|-------|---|
| 実績 | 取組内容 | 主管課評価 | 取組の方向性 |
| ①8%上昇 ②0名 ③6講座 | ①③新型コロナウイルス感染症対策のため、実施件数は減少したが、オンラインでの講座等を実施し、コロナ禍であっても、家庭教育の重要性の啓発に努めた。 ②コロナ感染拡大に伴い、実施できなかった。 | B | ①対面で実施する。 ②オンライン講座への参加のハードルを下げるため、オンライン講座の受講の方法についての講座をはじめ、コロナ禍でも学びの機会を止めない工夫を行い、実施していく。 ③オンライン開催などコロナ禍での開催方法を検討し、講座実施を支援する。 目標 10 講座。 |

重点事業

| 事業名 | 事業目標 | 事業内容 | | |
|---------------------------|---|---|------------|---------|
| ⑥8 東部・西部子ども家庭支援センター事業【再掲】 | 子どもと家庭に関するあらゆる悩みに総合的に対応し、育児不安や子育ての悩みの軽減を図ります。 | 育児不安や子育てに悩む親や、子ども自身からの相談を受け、関係機関と連携して問題の解決を図ります。乳幼児とその親が遊びながら1日過ごせる場所を提供するとともに、子育て・子育てを地域で支え合う活動や仲間づくりを支援します。 | | |
| | 目標 | 現状値(平成30年度) | 目標値(令和6年度) | |
| 担当課 | 子育て支援課 | 相談件数 | 11,996件 | 13,000件 |

※担当課が子ども家庭支援センターに変更

実施状況

| 令和3年度 | | | 令和4年度以降の 取組の方向性 |
|---------|--|-------|-------------------------------------|
| 実績 | 取組内容 | 主管課評価 | |
| 12,967件 | 緊急事態宣言発令により4月25日から5月31日まで親子遊び広場は閉館したが、個別相談は実施を継続、6月以降は感染予防対策を講じながら事業を実施した。 | A | 引き続き、18歳までの相談もできることを周知し、幅広い相談に対応する。 |

【青少年問題協議会からの意見】

- 【重点事業 68 東部・西部子ども家庭支援センター事業【再掲】】
- 【重点事業 69 地域区民ひろばにおける「子育てひろば」の運営・開設】

両事業とも全体的に子育て家庭への支援につながる成果が出ていると考えることができます。

特に、「東部・西部子ども家庭支援センター事業」では、育児や子育てに悩む親や子ども自身から相談を受け、関係機関と連携して問題の解決を図り、乳幼児とその親が遊びながら1日過ごせる場所を提供しています。さらに、子育て・子育てを地域で支え合う活動や仲間づくりを行うことで、安心して子育てができる環境構築に努めることができていると評価できます。

新型コロナウイルス感染症の影響下で、開館の日程や利用可能な事業について、区のホームページやSNSで発信することで、目標値（令和6年度）には及びませんが、センター来館者数やセンター新規登録世帯数が令和2年度よりも増加していることは評価できます。

また、相談支援における「東部・西部子ども家庭支援センター事業【再掲】」では、令和3年度実績が令和2年度実績と比べ相談件数が増加していることは、事業の成果が出ているといえるでしょう。

コロナ禍の育児不安や子育てについての悩みを掘り上げることができていると評価できます。

今後もコロナ禍の状況を見ながら様々な工夫と配慮をし、事業を継続的に実施することが大事です。

目標Ⅲ

子ども・若者に関わる施設において、充実した環境を整備する

【概要】

目標Ⅲでは、区民のニーズを的確に捉えながら幼児教育・保育の量的・質的充実を図るとともに、幼稚園、保育園及び小学校の連携を促進しています。子どもに関わる施設においては、子どもの権利保障の取組を推進し、子どもの主体性を尊重した環境を整備します。また、子ども・若者への支援のみならず、子ども・若者支援に関わる方への支援を推進します。

【計画の進捗を測る主な指標】

| 指標名 | 現状 (平成30年度) | 目指す方向性 (令和6年度) |
|---------------------------------|------------------------------|----------------|
| 保育所待機児童数 | 16人 (平成31年4月) | 待機児童ゼロを達成・維持 |
| 保育施設や幼稚園での保育・教育が充実していると思う保護者の割合 | ●就学前児童保護者 52.7% | ↑ |
| 学校で自分の意見を「言えていない」と回答した子どもの割合 | ●小学生 11.8% ●中学生 11.3% | ↓ |
| 職場や地域で子どもの権利について学ぶ機会がないと答えた割合 | ●区施設職員 36.4% ●地域団体等 67.9% | ↓ |



<IKEBUS から手を振る子どもたち>

| 取組の方向性 | ○主な計画事業 (●重点事業) |
|---------------------------|--|
| (1) 幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実 | <ul style="list-style-type: none"> ●私立保育所施設整備助成 ○通常保育事業 ○区立保育園の民営化 ○家庭的保育事業 ○小規模保育事業 ○事業所内保育事業 ○居宅訪問型保育事業 ○延長保育事業 ○一時保育事業 ○病児・病後児保育事業 ○学童クラブ事業 ○認定こども園の整備検討 ○区立幼稚園預かり保育の実施 ○私立幼稚園一時預かり事業の推進 ●子ども研修 ○区内保育施設イケバス活用事業 ○保育の質ガイドライン関係事業 ○保幼小連携推進プログラムの作成 ○保幼小連絡会(仮称)の設置 |
| (2) 子どもの主体性を尊重した学校環境の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ●学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保 ●子どもの主体的活動への支援の推進 ○小中高等学校へのアーティスト派遣プログラム ○次世代文化の担い手育成事業 |
| (3) 子ども・若者支援に関わる人への支援 | <ul style="list-style-type: none"> ●「子どもの権利」に関する研修・講座の実施 ○保育の質向上のための研修委託事業 ●教員の働き方改革推進事業 ○外国籍児童・生徒等に対する通訳サービス・通訳派遣の充実 |

【事業区分別主管課評価の状況 (目標Ⅲ)】

| | A | B | C | D | 計 |
|------|---------------|---------------|-------------|-------------|----------------|
| 重点事業 | 2 | 3 | 1 | 0 | 6 |
| 計画事業 | 32 | 12 | 0 | 1 | 45 |
| 全事業 | 34 (66.7%) | 15 (29.4%) | 1 (2.0%) | 1 (2.0%) | 51 (100.1%) |

※ 再掲事業を含む。

※ 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100にならない場合がある。

目標Ⅲは重点事業・計画事業あわせて51事業で構成されていますが、A及びBで96.1%を占めており、事業の多くが目標に資する取組ができたという評価となっています。令和2年度の状況(A及びBが94.1%)と同様に高い数値であるが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業もあり、代替措置も検討していく必要がある。

☞「取組の方向性」ごとの実施状況や重点事業の実績等については、次ページ以降に記載

(1) 幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実

「幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実」は、3つの具体的な取組、37事業（うち重点事業は2事業）で構成されています。

それぞれの事業の令和3年度における主管課評価は、評価A（目標に大きく資する取組ができた）が27事業（73.0%）、評価B（目標に資する取組ができた）が10事業（27.0%）となっています。

| 具体的な取組 | 構成事業 | 担当課 | 主管課評価 |
|---------------------------|------------------|--------------------|-------|
| 教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実 | 《重点》私立保育所施設整備助成 | 保育課 | A |
| | 通常保育事業 | 保育課 | A |
| | 区立保育園の民営化 | 保育課 | A |
| | 家庭的保育事業 | 保育課 | A |
| | 小規模保育事業 | 保育課 | A |
| | 事業所内保育事業 | 保育課 | A |
| | 居宅訪問型保育事業 | 保育課 | A |
| | 臨時保育事業 | 保育課 | A |
| | 認証保育所運営費等補助事業 | 保育課 | A |
| | 延長保育事業 | 保育課 | A |
| | 一時保育事業 | 子ども家庭支援センター／保育課 ※3 | A |
| | 病児・病後児保育事業 | 保育課 | A |
| | 小学生の病児保育助成事業 | 子育て支援課 | B |
| | 訪問型病児保育補助事業 | 保育課 | A |
| | 休日保育事業 | 保育課 | A |
| | 短期特例保育 | 保育課 | A |
| | 認証保育所保育料負担軽減補助事業 | 保育課 | A |
| | 保育コンシェルジュの配置 | 保育課 | A |
| | 学童クラブ事業 | 放課後対策課 | A |
| | 認定こども園の整備検討 | 保育課／庶務課 ※1 | B |
| 区立幼稚園預かり保育の実施 | 庶務課 ※2 | A | |
| 私立幼稚園一時預かり事業の推進 | 保育課 | B | |
| 私立幼稚園等園児保護者援助事業(入園時補助を含む) | 保育課 | A | |

※1 「保育課／学務課」から担当課変更

※2 「学務課」から担当課変更

※3 「子育て支援課／保育課」から担当課変更

| 具体的な取組 | 構成事業 | 担当課 | 主管課評価 |
|----------------|------------------|----------------|-------|
| 幼児教育・保育の質の向上 | 《重点》子ども研修 | 子ども若者課 | B |
| | 保育の質向上事業【再掲】 | 保育課 | B |
| | 区内保育施設イケア活用事業 | 保育課 | B |
| | 保育指導事業 | 保育課 | A |
| | 保育の質ガイドライン関係事業 | 保育課 | A |
| | 保育の質向上のための研修委託事業 | 保育課 | A |
| | 私立幼稚園教育環境整備事業 | 保育課 | A |
| | 区立幼稚園児幼児期道徳性育成事業 | 指導課 | A |
| | 保育施設間の連携協力事業 | 保育課 | B |
| | 地域型保育施設への連携協力事業 | 保育課 | B |
| | 保育施設の園外活動支援 | 保育課 | A |
| | 保育施設の運営充実助成 | 保育課 | A |
| 幼稚園・保育所と小学校の連携 | 保幼小連携推進プログラムの作成 | 保育課／庶務課／指導課 ※3 | B |
| | 保幼小連絡会（仮称）の設置 | 庶務課 ※4 | B |

※3 「保育課／学務課／指導課」から担当課変更

※4 「学務課」から担当課変更

【重点事業の実施状況等】

令和3年度における重点事業（2事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

| 重点事業 | | | |
|----------------|--|--|---|
| 事業名 | 事業目標 | 事業内容 | |
| ⑧3 私立保育所施設整備助成 | 待機児童ゼロを達成し、維持します。 | 老朽化した私立保育所の施設改修等に補助金を交付します。また、多数の待機児童の発生が見込まれる地域における認可保育所の設置への助成も行います。 | |
| | 目標 | 現状値(平成30年度) | 目標値(令和6年度) |
| 担当課 | 保育課 | 私立保育園の受入定員 | 4,629人 |
| | | | 6,852人 |
| 目標値(令和6年度)の見直し | | | |
| 見直し後の目標値 | 見直しの理由 | | |
| 6,192人 | 令和3年4月から令和5年4月開設までを毎年6園整備としていたが、整備計画を見直し、それぞれ、2園、3園、2園と見直したことによる受入定員数の減。 | | |
| 実施状況 | | | |
| 実績 | 令和3年度 | | 令和4年度以降の取組の方向性 |
| | 取組内容 | 主管課評価 | |
| 5,084人 | 地域における保育需要を慎重に検討し、私立認可保育所を3園の新規開設した結果、待機児童ゼロを達成した。 | A | 乳幼児人口が減少傾向となる中で、保育需要は満たされつつあるものの、一部地域においては待機児童が発生してもおかしくない状況があることから、地域における保育需要を慎重に見極めながら、真に必要な地域に保育施設を整備していく。 |

重点事業

| 事業名 | 事業目標 | 事業内容 | |
|----------|------------------------------------|---|------------|
| ⑩⑥ 子ども研修 | 保育の質の担保、質の向上を図り、安心安全なサービス提供を実現します。 | 子ども福祉に携わる職員を対象に、質の高い福祉サービスを展開するために、保育や学童指導等の専門的な知識や技術を身につけ、実践力を高めるための幅広い研修を実施します。 | |
| | 目標 | 現状値(平成30年度) | 目標値(令和6年度) |
| 担当課 | 子ども若者課 | 延べ受講者数 | 1,678人 |
| | | | 1,800人 |

実施状況

| 令和3年度 | | | 令和4年度以降の |
|--------|--|-------|--|
| 実績 | 取組内容 | 主管課評価 | 取組の方向性 |
| 1,141人 | 35講座 延受講者数1,141人参加。(この他、普通救命講習を8回、144人に実施した。)感染症対策を講じた上で、演習やグループワークを可能な限り取り入れた研修を実施した。 | B | ソーシャルディスタンス確保のため、引き続き広い会場の確保に努めるとともに、会場規模に見合った定員で実施する。参加できない希望者には、研修資料を配布する。 |

【青少年問題協議会からの意見】

●【重点事業 83 私立保育所施設整備助成】

令和2年度に引き続き、令和3年度についても、待機児童0を達成したことは、「子どもと共に育むまち」の実現に向けて「子ども・子育て支援の充実」を掲げる豊島区にとっては非常に意義のあるものと評価できます。しかし、いわゆる「隠れ待機児童」にも注視しながら取り組むべきです。例えば、希望する保育園に全員が入園できているか等があります。「隠れ待機児童」の捉え方にもよりますが、現状に満足せず事業を推進していくことが望まれます。

●【重点事業 106 子ども研修】

子ども福祉に関わる保育園、子どもスキップやジャンプなどの子ども施設に関わる職員の研修です。令和3年度の実績内容のようにコロナ感染対策を講じたうえで、演習やグループワークを可能な限り取り入れた研修を継続的に実施したことは評価に値します。

今後は研修内容が受講者の求めているものと、合っているかどうかについて適宜、調査をしながら求めるものを把握することも大事だと思います。引き続き、令和4年度以降の取組のとおりさらに推進していくことを望みます。

(2) 子どもの主体性を尊重した学校環境の整備

「子どもの主体性を尊重した学校環境の整備」は、3つの具体的な取組、8事業（うち重点事業は2事業）で構成されています。

それぞれの事業の令和3年度における主管課評価は、評価A（目標に大きく資する取組ができた）が5事業（62.5%）、評価B（目標に資する取組ができた）が2事業（25.0%）、評価D（未実施）が1事業（12.5%）となっています。

| 具体的な取組 | 構成事業 | 担当課 | 主管課評価 |
|-----------------|-----------------------------------|------------|-------|
| 子どもの権利に関する学びの支援 | 《重点》学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保【再掲】 | 子ども若者課／指導課 | B |
| | 人権課題に対する教育の充実 | 指導課 | A |
| | 道徳教育の充実 | 指導課 | A |
| 意見表明と参加の促進 | 《重点》子どもの主体的活動への支援の推進 | 指導課 | A |
| 学校における体験機会の提供 | 小中高等学校へのアーティスト派遣プログラム | 文化デザイン課 | D |
| | 伝統・文化の継承 | 指導課 | A |
| | 次世代文化の担い手育成事業 | 指導課 | B |
| | オリンピック・パラリンピック教育の推進 | 指導課 | A |

【重点事業の実施状況等】

令和3年度における重点事業（2事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

| 重点事業 | | | | |
|--|--|------------------------|---|----------------------|
| 事業名 | | 事業目標 | 事業内容 | |
| ④ 新規 学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保【再掲】 | 子ども若者課 指導課 | 学校での子どもの権利の学習機会を確保します。 | 「子どもの権利に関する条例」について、学校での活用事例集を作成し、学校での活用を推進します。また、講師派遣や民間団体等の学習プログラムなどの子どもの権利を学ぶメニューを作成し、モデル校で順次実施し、子どもの権利の普及啓発を推進します。 | |
| | | 実施校数 | 現状値(令和元年度) | 目標値(令和6年度) |
| 担当課 | 子ども若者課 指導課 | 実施校数 | 実施に向けて検討中 | 毎年度小学校2校、中学校1校で、継続実施 |
| 実施状況 | | | | |
| 令和3年度 | | | 令和4年度以降の取組の方向性 | |
| 実績 | 取組内容 | 主管課評価 | | |
| 1校 | 子どもの権利擁護委員出張講座とCAPプログラムの利用希望アンケートを区立小学校に実施し、長崎小学校にて子どもの権利擁護委員出張講座を行った。 | B | 作成したメニューを4月の校長会にかけ、アンケートを実施し、希望校には実施する流れを確立する。 | |

重点事業

| 事業名 | | 事業目標 | 事業内容 | |
|-----|------------------|---------------------------------|--|--|
| ⑫1 | 子どもの主体的活動への支援の推進 | 子どもが自らの意見を発信し、主体的な活動することを目指します。 | 学校における児童会・生徒会・委員会・部活動等、子どもの主体的な活動を支援し、子どもの意見等が学校運営に反映されるよう支援します。 | |
| | | 目標 | 現状値(令和元年度) | 目標値(令和6年度) |
| 担当課 | 指導課 | 活動の周知、充実 | 各学校で子どもの主体的な活動に取り組んでいる。 | 各学校における児童会・生徒会・委員会・部活動等における子どもの意見を反映した好事例を周知し、充実させる。 |

実施状況

| 令和3年度 | | | 令和4年度以降の取組の方向性 |
|--|--|-------|--|
| 実績 | 取組内容 | 主管課評価 | |
| ISSの取組一区内小中学校10校 人権尊重教育推進校発表一小学校1校 SNS学校ルール中学校8校 | ISS活動における安心安全な学校づくりに向けた児童生徒の自主的な取組を行った。 人権尊重教育推進校において、相互理解の取組を行った。 各中学校でSNS学校ルールを自主的に見直した。 | A | 今後も年1回以上、学校のきまり(校則)について、児童・生徒・保護者の意見を基に見直す取組を推進する。 |

【青少年問題協議会からの意見】

●【重点事業4 学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保【再掲】】

子どもの権利のパンフレットや啓発もとても大事だと思いますが、学校において子どもの権利教育が実際に行われたということは、とても画期的なことで嬉しく思います。CAP等の専門的な方々のプログラムを開催することにより、先生方も大人も学び、また知る機会になるので、ぜひ今後は全校で実施されるとよいと思います。学校と区長部局の連携した事業ということなので、特にこども基本法制下では自治体でやるべきモデル的な位置づけになると思います。

単に教育委員会が主導で、実施するという話ではなく、学校と区長部局が連携して実施していることの意義を評価します。子どもの権利学習の重要性を鑑み、さらなる推進を期待します。

●【重点事業121 子どもの主体的活動への支援の推進】

インターナショナルセーフスクール（ISS）活動は各学校で取り組んでいます。ISS活動の安心安全な学校づくりと、SNS学校ルールによる安全安心な生活の実現の方向性は一致しており、SNS学校ルール、校則共に、生徒会を中心に生徒自身が見直しを行い、自分事として捉えるよう指導していることは評価に値します。

文部科学省より提示された生徒指導提要の改訂版によれば、校則は教育目標を実現するため校長が定めています。児童生徒が策定や見直しに参画できるよう求めており、豊島区小・中学校については、SNS 学校ルールや ISS 活動における心の安全の取組も含めて、きまり（ルール）を児童生徒自身に考えさせる指導を行っていることは評価できます。

きまり（ルール）を単に守るもの、守らなければ罰するといった単純な受け止めとならないよう十分に注意をした上で、今までの SNS 学校ルールや、ISS 活動をふまえて、さらに学校のきまり（校則）についても見直しの推進を望みます。

より子どもが自らの意見を発信し、主体的な活動をすることにつながると思います。

(3) 子ども・若者支援に関わる人への支援

「子ども・若者支援に関わる人への支援」は、2つの具体的な取組、6事業（うち重点事業は2事業）で構成されています。

それぞれの事業の令和3年度における主管課評価は、評価A（目標に大きく資する取組ができた）が2事業（33.3%）、評価B（目標に資する取組ができた）が3事業（50.0%）、評価C（目標に資する取組が不十分であった）が1事業（16.7%）となっています。

| 具体的な取組 | 構成事業 | 担当課 | 主管課評価 |
|-----------------------|------------------------------|------------|-------|
| 子ども・若者支援に関わる人への支援 | 《重点》「子どもの権利」に関する研修・講座の実施【再掲】 | 子ども若者課／指導課 | C |
| | 子ども研修【再掲】 | 子ども若者課 | B |
| | 保育の質向上のための研修委託事業 | 保育課 | A |
| 子ども・若者支援に関わる人のための環境整備 | 《重点》教員の働き方改革推進事業 | 指導課 | B |
| | 外国籍児童・生徒等に対する通訳サービス・通訳派遣の充実 | 学務課 | A |
| | スクールソーシャルワーカー活用事業【再掲】 | 教育センター | B |

【重点事業の実施状況等】

令和3年度における重点事業（2事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

| 重点事業 | | | | |
|----------------------------|--|--|-------------------|--------------------|
| 事業名 | 事業目標 | 事業内容 | | |
| ③ 「子どもの権利」に関する研修・講座の実施【再掲】 | 子どもに関わる施設や地域で子どもに関わるおとなが子どもの権利を学ぶ機会を確保します。 | 学校教諭や保育士等、子ども施設の職員に対して、子どもの権利に関する研修や、地域のおとなに対する出前講座や講演会を実施します。 | | |
| | | 目標 | 現状値(平成30年度) | 目標値(令和6年度) |
| 担当課 | 子ども若者課 指導課 | ①職員研修実施回数 ②出前講座実施回数 ③講演会実施回数 | ①2回 ②3回 ③1回 | ①5回 ②10回 ③2回 |

| 実施状況 | | | 令和4年度以降の取組の方向性 |
|-------------------|---|-------|--|
| 令和3年度 | | | |
| 実績 | 取組内容 | 主管課評価 | |
| ①4回 ②1回 ③1回 | 出前講座は、人権教育推進校巣鴨小学校にて講座を行った。また、ファミリーサポートセンターで援助会員に向けても講座を行った。 職員研修は、「豊島区子どもの権利条例」に関する内容を取り入れた研修を実施した。 | C | 全小・中学校の教育課程に「豊島区子どもの権利条例」についての学習を位置付ける。教員研修は継続して実施する。 令和4年度以降は新型コロナウイルス感染症対策を考慮し、オンラインでの開催を視野に入れた上で、まずは策定時の水準に戻し、状況を勘案して、令和6年度の目標値を目指す。 |

重点事業

| 事業名 | | 事業目標 | 事業内容 | | |
|-----|--------------|--|---|---|------------|
| 126 | 教員の働き方改革推進事業 | 学校の教員が働きやすい環境を整備し、教員の負担軽減を図ります。 | 「豊島区学校における働き方改革推進プラン」に基づく以下の取組を推進します。 ①【区立学校法律相談事業】 学校で起こるいじめや保護者とのトラブル等について法的アドバイスを受けることや、管理職とともに保護者等と対面相談をするために弁護士を学校に派遣します。 ②【スクール・サポート・スタッフ配置事業】 スクール・サポート・スタッフとして臨時職員を雇用し、教員の補助業務を行います。また、区独自で交通費を支給し、適切な人員確保に努めます。 ③【部活動における指導員・外部指導員の活用促進】 地域の大学やスポーツ団体等と連携し、部活動における指導員制度の導入・外部指導員のさらなる活用促進を図っていきます。 | | |
| | | | 目標 | 現状値(平成30年度) | 目標値(令和6年度) |
| 担当課 | 指導課 | ①区立学校法律相談事業 ②スクール・サポート・スタッフ配置事業 ③部活動における指導員・外部指導員の活用促進 | ①事業の導入を検討 ②区立小中学校16校に配置 ③部活動指導員の導入を検討 | ①豊島区教育委員会専属のスクールロイヤーを配置、校園長を対象にした研修を年1回以上実施 ②全区立小中学校30校に配置 ③全区立中学校8校に配置 | |

実施状況

| 令和3年度 | | | 令和4年度以降の取組の方向性 |
|----------------------------|---|-------|-----------------|
| 実績 | 取組内容 | 主管課評価 | |
| ①研修2回、相談85日 ②30校 ③2校 | ①学校問題に明るい弁護士を活用し、トラブルへのアドバイス、面談同席、教員研修を実施した。 ②全小・中学校にスクール・サポート・スタッフを配置した。 ③部活動指導員を採用し、区内中学校2校に配置した。 | B | ①②③を今後も活用、推進する。 |

【青少年問題協議会からの意見】

●【重点事業3「子どもの権利」に関する研修・講座の実施【再掲】】

職員研修は講師を呼んで実施しており、出前講座は子ども若者課の職員が実施されています。職員研修に、豊島区子どもの権利に関する条例を取り入れていることは、大変評価できます。

さらに区立学校だけではなく、私立学校等民間団体にも出前講座に出向くことが、子どもの権利の普及・啓発につながると考えます。

豊島区内に在住する子どもの中には、区立学校に通っていない子どもも多いため、全ての子どもに届くような講座にも取り組んでいただきたいと思います。

こども基本法が整備された中で、ますます区の子どもの権利条例が重要になったことを鑑み、この条例の中身を取り入れた、子どもの権利に関する研修や講座は重要です。

学校だけにとどまらず、様々なことを念頭に置いておく必要があり、広く情報提供しつつ、研修の質の向上に努めることが望まれます。

●【重点事業 126 教員の働き方改革推進事業】

学校の中での子どもの人権保障といった場合、教員の働き方に余裕がないことによる権利侵害や、教員がいじめの存在に気づかないことを考えると、働き方改革が急務であると考えられます。目標に達成するのはもちろんのこと、さらにその推進を望みます。

目標
Ⅳ

若者の自立と社会参加を支援する

【概要】

目標Ⅳでは、若者に対して、個々の状況に応じて支援を行うことで、日常生活での自立、経済的自立、社会的自立を促進するとともに、若者が社会の一員として能動的に社会参加できるよう、若者の居場所・活動の場の充実や社会参加の推進に取り組んでいます。また、支援が必要な若者について、40歳以降も支援が途切れることがないように、福祉部門と連携して継続的な支援に取り組んでいます。



【計画の進捗を測る主な指標】

| 指標名 | 現状（平成30年度） | 目指す方向性（令和6年度） |
|---------------------------------|------------|---------------|
| 自分のことが「好き」と回答した若者の割合（好き+だいたい好き） | 66.5% | ↑ |
| 地域活動に参加していると回答した若者の割合 | 6% | ↑ |

| 取組の方向性 | ○主な計画事業（●重点事業） |
|------------|--|
| (1)若者の自立支援 | ○中高生センタージャンプにおける子ども・若者の生活力向上のための取組 ○若者向け（40歳未満）健診事業 ○自殺・うつ病の予防対策 ○青少年自殺予防対策事業 ○DV・デートDV防止のための周知啓発事業 ●就労準備・社会参加支援事業（困難を抱える若者に対する進路選択支援プログラム） ○子ども・若者支援事業 ○インターシップの受入 ○自立相談支援事業（くらし・しごと相談支援センター） |
| (2)若者の参加支援 | ●中高生センタージャンプの若者支援 ○としまコミュニティ大学 ○としまscope ○としまぐらし会議プロジェクト ○選挙普及啓発事業 ○地域防災力向上事業 |

【事業区分別主管課評価の状況（目標Ⅳ）】

| | A | B | C | D | 計 |
|------|---------------|---------------|--------------|-------------|---------------|
| 重点事業 | 0 | 1 | 1 | 0 | 2 |
| 計画事業 | 11 | 9 | 4 | 1 | 25 |
| 全事業 | 11 (40.7%) | 10 (37.0%) | 5 (18.5%) | 1 (3.7%) | 27 (99.9%) |

※ 再掲事業を含む。

※ 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100にならない場合がある。

目標Ⅳは重点事業・計画事業あわせて27事業で構成されていますが、A及びBの割合は77.7%であり、目標に資する取組ができた事業はおよそ7割にとどまっています。令和2年度の状況（72.4%）と比べると改善はしているものの、参加型の事業が多く対面での参加が難しくなったためコロナ禍による影響を最も大きく受けた目標と言えます。

☞「取組の方向性」ごとの実施状況や重点事業の実績等については、次ページ以降に記載

(1) 若者の自立支援

「若者の自立支援」は、2つの具体的な取組、18事業（うち重点事業は1事業）で構成されています。

それぞれの事業の令和3年度における主管課評価は、評価A（目標に大きく資する取組ができた）が7事業（38.9%）、評価B（目標に資する取組ができた）が9事業（50.0%）、評価C（目標に資する取組が不十分であった）が2事業（11.1%）、1事業が令和2年度で終了となっています。

| 具体的な取組 | 構成事業 | 担当課 | 主管課評価 |
|-----------|--|---------------|-------|
| 日常生活への支援 | 中高生センタージャンプにおける子ども・若者の生活力向上のための取組 | 子ども若者課 | A |
| | 鬼子母神 plus | 地域保健課／健康推進課 | B |
| | 若年者向け（40歳未満）健診事業 | 健康推進課 | B |
| | AIDS 知ろう館 | 健康推進課 | B |
| | エイズ予防教育 | 健康推進課 | C |
| | 子宮頸がん検診 | 地域保健課 | B |
| | 自殺・うつ病の予防対策 | 健康推進課 | B |
| | 青少年自殺予防対策事業 | 子ども若者課 | B |
| | 子ども・若者への消費者教育推進事業 | 生活産業課 | A |
| | DV・デートDV防止のための周知啓発事業 | 男女平等推進センター | A |
| 経済的自立への支援 | 《重点》就労準備・社会参加支援事業（困難を抱える若者に対する進路選択支援プログラム） | 福祉総務課 | C |
| | 若者自立支援事業 | 子ども若者課 | 終了 |
| | 子ども・若者支援事業 | 生活福祉課／西部生活福祉課 | A |
| | 就業支援事業 | 生活産業課 | A |
| | インターンシップの受入 | 人事課 | B |
| | 自立相談支援事業（くらし・しごと相談支援センター） | 福祉総務課 | B |
| | 就労準備・社会参加支援事業 | 福祉総務課 | A |
| | 就労支援専門員支援事業 | 生活福祉課／西部生活福祉課 | A |
| 就労意欲喚起事業 | 生活福祉課／西部生活福祉課 | B | |

【重点事業の実施状況等】

令和3年度における重点事業（1事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

| 重点事業 | | | |
|---|--|---|--|
| 事業名 | 事業目標 | 事業内容 | |
| 138 就労準備・社会参加支援事業（困難を抱える若者に対する進路選択支援プログラム） | 若者の自分の将来を能動的に考えることができる環境作りを図るとともに、進路を“就職”とした者に対し、正規職の決定を促進します。 | 定時制・通信制高校在籍者、高校中退者、若年無業者に対する将来の進路に対する助言、就労支援、就職活動技術支援、居場所づくり等を行います。 | |
| | 目標 | 現状値（平成30年度） | 目標値（令和6年度） |
| 担当課 | 福祉総務課 | 参加者数 | 73人 |
| 100人 | | | |
| 実施状況 | | | |
| 令和3年度 | | | 令和4年度以降の |
| 実績 | 取組内容 | 主管課評価 | 取組の方向性 |
| 31人 | オミクロン株拡大を受け、その時期に予定していたセミナーの中止等があったことにより、昨年に比べ参加者の減少が顕著であった。 | C | 感染状況を考慮し、対面、リモートの適宜適切な選択を行う。継続したアプローチを行い、機会創出を意識し活動する。 |

【青少年問題協議会からの意見】

●【重点事業 138 就労準備・社会参加支援事業（困難を抱える若者に対する進路選択支援プログラム）】

令和2年度については、計画策定時の現状値（平成30年度）の参加者数を上回る実績を上げ、また8割近い参加者が就職に結びついたが令和3年度実績では、参加者が令和2年度の半分以下となり大きく下回っています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、実施予定のセミナーの中止等で参加者の減少が顕著であったことはやむを得ないことですが、若者にとってはコロナ禍の影響で就労・社会参加がより難しくなっていることが現実としてあるため、コロナ禍であるからこそ、工夫が必要だったと思われます。

事業目標には正規職員の決定を促進するとありますが、正規職員とするのは少しハードルが高いので、アルバイトからということでもよいのではないかと思います。

この事業に限らず、若年者向けの検診事業やエイズ予防教育などの「日常生活への支援」としている事業とも連携し自立支援を呼び掛けるなど、若者とつながっている機関を積極的に活用することが大事だと思います。

若者の自立支援について、ただ実施セミナーの参加人数で評価するのではなく、「若者の自立支援がどのくらい進んだのか」「自立支援に資する取り組みができたかどうか」という定性的な評価を心がけてほしいと思います。

(2) 若者の参加支援

「若者の参加支援」は、2つの具体的な取組、9事業（うち重点事業は1事業）で構成されています。

それぞれの事業の令和3年度における主管課評価は、評価A（目標に大きく資する取組ができた）が4事業（44.4%）、評価B（目標に資する取組ができた）が1事業（11.1%）、評価C（目標に資する取組が不十分であった）が3事業（33.3%）、評価D（未実施）が1事業（11.1%）、1事業が令和2年度で終了となっています。

| 具体的な取組 | 構成事業 | 担当課 | 主管課評価 |
|-------------|--|-----------------------|-------|
| 居場所・活動の場の充実 | 《重点》中高生センタージャンプの若者支援 | 子ども若者課 | B |
| | 若者支援事業 | 学習・スポーツ課 | C |
| | としまコミュニティ大学 | 学習・スポーツ課 | A |
| | 区立図書館におけるYA向けの取組 | 図書館課 | A |
| | 「わたしらしく暮らせるまち。」推進事業 ※ | 「わたしらしく暮らせるまち。」推進室 ※1 | 終了 |
| | 就労準備・社会参加支援事業（困難を抱える若者に対する進路選択支援プログラム）【再掲】 | 福祉総務課 | C |
| 社会参加の推進 | としまぐらし会議プロジェクト | 「わたしらしく暮らせるまち。」推進室 ※1 | D |
| | 選挙普及啓発事業 | 選挙管理委員会事務局 | A |
| | 地域防災力向上事業 | 防災危機管理課 | A |
| | 若者支援事業【再掲】 | 学習・スポーツ課 | C |

※ 「としま scope」から事業名変更

※1 「企画課」から担当課変更

経緯を分析し、戦略を考える必要があります。重点事業 138 も同様ですが、図書館やネットカフェ、ファミレス等日常的に関わる施設、アルバイト情報誌での広告掲載など若者の利用しやすいところでの広報も積極的に考えるべきです。

事業目標に、「18 歳以上の困難を有する若者」を支援するとありますが、年齢によって区切るのではなく、連続して支援をすることが望ましいでしょう。目標値の算定についても、対象とする若者がどれくらいいるのかの調査を欠かさず、随時あるべき目標値を検討する必要があります。

目標 V

それぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する

【概要】

目標 V では、虐待被害、いじめ被害、不登校・ひきこもり、生活困窮、ひとり親、障害、外国ルーツ、多様な性自認・性的指向など、様々な背景を抱えた子ども・若者やその家族に対して、学校、地域、関係機関と連携し、個々の状況に応じた支援を展開しています。また、子ども・若者の多岐に渡る悩みや不安に対応するため、相談体制の充実を図るとともに、相談制度や支援に関する情報発信に取り組んでいます。

【計画の進捗を測る主な指標】

| 指標名 | 現状 (平成30年度) | 目指す方向性 (令和6年度) |
|---------------------------------------|--|----------------|
| 学校に行きたくないことがよくあると感じている子どもの割合 | ●小学生 8.6% ●中学生 9.9% | ↓ |
| 過去1年間で食料が買えなかった経験があったと回答した子どもの割合 | ●小学5年生 7.0% ●中学2年生 10.8% ●16～17歳 10.7% (平成28年度) | ↓ |
| 困ったり悩んだりした時に相談窓口を「利用したくない」と回答した子どもの割合 | ●小学生 47.7% ●中学生 62.0% | ↓ |



<児童相談所の完成イメージ図>

| 取組の方向性 | ○主な計画事業 (●重点事業) |
|------------------|---|
| (1) 状況に応じた支援 | <ul style="list-style-type: none"> ●子ども虐待防止ネットワーク事業 ○児童相談所の設置・運営 ●社会的養育基盤構築事業 ●子ども若者総合相談事業 (アシスとしま) ○スクールカウンセラー事業 ○スクールソーシャルワーカー活用事業 ●生活困窮者自立相談支援事業 (子どもの学習・生活支援事業) ●子ども・若者支援事業 ●ひとり親家庭支援センター事業 ○養育費に関する取り決め促進事業 ●発達支援相談事業 ○発達障害者相談窓口 ●多文化共生推進事業 ○パンフレット・ホームページ等の外国語版の作成 ○更生保護サポートセンターの運営支援 ○多様な性自認・性的指向の人々への理解促進 ○自殺・うつ病の予防対策 ○DV・デートDV防止のための周知啓発事業 |
| (2) 相談体制の充実と情報発信 | <ul style="list-style-type: none"> ●子ども若者総合相談事業 (アシスとしま) ○福祉包括化推進会議の設置 ○子ども・若者及びその家族への支援情報の提供 ○子ども・若者支援者への情報提供 |

【事業区分別主管課評価の状況 (目標 V)】

| | A | B | C | D | 計 |
|------|---------------|---------------|-------------|-------------|----------------|
| 重点事業 | 2 | 6 | 1 | 0 | 9 |
| 計画事業 | 29 | 54 | 4 | 1 | 88 |
| 全事業 | 31 (32.0%) | 60 (61.9%) | 5 (5.2%) | 1 (1.0%) | 97 (100.1%) |

※ 再掲事業を含む。

※ 計画策定後、終了となった1事業 (再掲含め2事業分) を除く。(計画事業)

※ 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100にならない場合がある。

目標 V は重点事業・計画事業あわせて97事業で構成されていますが、A及びBで93.9%を占めており、事業の多くが目標に資する取組ができたという評価となっています。令和2年度の状況 (A及びBが91.7%) と比べても高い数値になっており、コロナ禍の中でも、着実に成果をあげており、ウイズコロナに適応できた事業が多くなっております。

☞「取組の方向性」ごとの実施状況や重点事業の実績等については、次ページ以降に記載

(1) 状況に応じた支援

「状況に応じた支援」は、9つの具体的な取組、70事業（うち重点事業は8事業・休止事業は含まず）で構成されています。

それぞれの事業の令和3年度における主管課評価は、評価A（目標に大きく資する取組ができた）が21事業（30.0%）、評価B（目標に資する取組ができた）が43事業（61.4%）、評価C（目標に資する取組が不十分であった）が5事業（7.1%）、評価D（未実施）が1事業（1.4%）、事業終了が1事業（1.4%）となっています。

| 具体的な取組 | 構成事業 | 担当課 | 主管課評価 |
|--------------------------|----------------------------------|----------------|-------|
| 虐待を受けた子どもへの支援 | 《重点》子ども虐待防止ネットワーク事業【再掲】 | 子ども家庭支援センター ※1 | C |
| | 母子生活支援施設 | 子育て支援課 | B |
| | 子どもの権利擁護委員相談事業【再掲】 | 子ども家庭支援センター ※1 | B |
| | 児童相談所の設置・運営【再掲】 | 子育て支援課 | B |
| | 子ども家庭女性相談事業【再掲】 | 子育て支援課 | B |
| 社会的養育の推進 | 《重点》社会的養育基盤構築事業 | 子育て支援課 | B |
| いじめを受けた子ども、不登校、ひきこもりへの支援 | 《重点》子ども若者総合相談事業（アシスとしま）【再掲】 | 子ども若者課 | B |
| | 柚子の木教室（適応指導教室） | 教育センター | B |
| | 教育相談 | 教育センター | B |
| | スクールカウンセラー事業【再掲】 | 指導課／教育センター | B |
| | スクールソーシャルワーカー活用事業【再掲】 | 教育センター | B |
| | 「子どもの権利擁護センター(仮称)」の設置【再掲】 | 子ども若者課 | B |
| | 子どもの権利擁護委員相談事業【再掲】 | 子ども家庭支援センター ※1 | B |
| 生活困窮家庭への支援 | 《重点》生活困窮者自立相談支援事業（子どもの学習・生活支援事業） | 福祉総務課 | B |
| | 《重点》子ども・若者支援事業【再掲】 | 生活福祉課／西部生活福祉課 | A |
| | 家計改善支援事業 | 福祉総務課 | B |
| | 学力向上・進学支援プログラム | 生活福祉課／西部生活福祉課 | A |
| | 被保護者自立促進事業 | 生活福祉課／西部生活福祉課 | B |
| | 奨学基金援護事業 | 生活福祉課 | B |
| | 就学援助費支給 | 学務課 | B |
| | 受験生チャレンジ支援貸付事業 | 福祉総務課 | C |
| | 住居確保給付金 | 福祉総務課 | A |
| | フードドライブの実施 | ごみ減量推進課 | A |
| | コミュニティソーシャルワーカーによる子どもの学習支援【再掲】 | 福祉総務課 | B |
| | 就労支援専門員支援事業【再掲】 | 生活福祉課／西部生活福祉課 | A |
| | 就労意欲喚起事業【再掲】 | 生活福祉課／西部生活福祉課 | B |

| 具体的な取組 | 構成事業 | 担当課 | 主管課 評価 |
|---------------------|---------------------------------|----------------------------|-----------|
| ひとり親家庭への支援 | 《重点》ひとり親家庭支援センター事業 | 子育て支援課 | B |
| | 養育費に関する取り決め促進事業 | 子育て支援課 | B |
| | 母子及び父子福祉資金 | 子育て支援課 | C |
| | 母子家庭等自立支援給付事業 | 子育て支援課 | B |
| | ひとり親家庭自立支援プログラム策定事業 | 子育て支援課 | B |
| | 福祉住宅 | 福祉総務課 ※ | B |
| | ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業【再掲】 | 子育て支援課 | B |
| | 母子一体型ショートケア事業（ひとり親家庭支援事業）【再掲】 | 子育て支援課 | A |
| | 母子生活支援施設【再掲】 | 子育て支援課 | B |
| 障害のある子ども・若者への支援 | 《重点》発達支援相談事業 | 子ども家庭支援センター ※1 | B |
| | 重度障害者の大学等修学支援事業 | 障害福祉課 | C |
| | 発達支援センター（仮称）の設置検討 | 教育部／ 保健福祉部／ 子ども家庭部 | D |
| | 発達障害者相談窓口 | 障害福祉課 | A |
| | 区立幼稚園幼児教育相談 | 教育センター | 終了 |
| | 固定学級や通級指導学級と通常学級の交流、共同学習の充実 | 指導課 | A |
| | 巡回子育て発達相談事業 | 子ども家庭支援センター ※1 | A |
| | 発達障害者心理相談補助事業 | 障害福祉課 | A |
| | 障害児保育事業 | 保育課 | A |
| | 学童クラブでの障害児受入 | 放課後対策課 | A |
| | 障害児通所支援事業 | 障害福祉課 | B |
| | 障害者（児）日中一時支援事業 | 障害福祉課 | B |
| | 発達障害者支援ネットワーク会議 | 障害福祉課 | A |
| | 障害者サポート講座 | 障害福祉課 | B |
| | 障害者文化活動推進事業 | 障害福祉課 | A |
| | 余暇活動支援（ほっと・サロン事業） | 障害福祉課 | B |
| | 就労促進支援事業 | 障害福祉課 | B |
| | 日曜教室（つばさ CLUB） | 学習・スポーツ課 | B |
| | チャレンジ雇用 | 人事課 障害福祉課 | A |
| マルチメディアデイジーの充実 | 図書館課 | A | |
| 外国にルーツを持つ子ども・若者への支援 | 《重点》多文化共生推進事業 | 企画課 | B |
| | 日本語指導教室 | 教育センター | B |
| | 日本語初期指導事業 | 教育センター | A |
| | 外国籍の子どもへの学習支援 | 指導課 | A |
| | パンフレット・ホームページ等の外国語版の作成 | 文化観光課／ 広報課／学務課 土木管理課 | B |
| | 外国籍児童・生徒等に対する通訳サービス・通訳派遣の充実【再掲】 | 学務課 | A |

※ 「住宅課」から担当課変更

※1 「子育て支援課」から所管課変更。

| 具体的な取組 | 構成事業 | 担当課 | 主管課評価 |
|---|------------------------------|------------|-------|
| 非行・犯罪に陥った子ども・若者への支援 | 保護観察対象少年に対する就労支援事業 | 子ども若者課 | B |
| | 社会を明るくする運動 | 子ども若者課 | B |
| | 更生保護サポートセンターの運営支援 | 子ども若者課 | C |
| その他配慮が必要な子ども・若者（DV、多様な性自認・性的指向の人々、自殺予防など）への支援 | 女性の専門相談 | 男女平等推進センター | B |
| | 緊急一時保護 | 子育て支援課 | B |
| | 多様な性自認・性的指向の人々への理解促進 | 男女平等推進センター | A |
| | 区立小学校・幼稚園における医療的ケア児に対する教育の充実 | 学務課 | B |
| | 自殺・うつ病の予防対策【再掲】 | 健康推進課 | B |
| | 青少年自殺予防対策事業【再掲】 | 子ども若者課 | B |
| | DV・デートDV防止のための周知啓発事業【再掲】 | 男女平等推進センター | A |

【重点事業の実施状況等】

令和3年度における重点事業（8事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

| 重点事業 | | | | |
|------------------------|--|--|--|-------|
| 事業名 | 事業目標 | 事業内容 | | |
| ②9 子ども虐待防止ネットワーク事業【再掲】 | 児童虐待の予防及び重篤化の防止を図ります。 | ①児童虐待の予防・防止に関するネットワークの重層的整備を図ります。 ②児童問題に関する各関係機関相互の調整とケース管理を行います。 ③マニュアル等を教材とした職員研修の充実を図ります。 | | |
| | 目標 | 現状値（平成30年度） | 目標値（令和6年度） | |
| 担当課 | 子育て支援課 | 児童虐待等要支援家庭の改善率 | 52.8% | 55.0% |
| ※担当課が子ども家庭支援センターに変更 | | | | |
| 目標値（令和6年度）見直し | | | | |
| 見直し後の目標値 | | 見直しの理由 | | |
| 84.0% | | 豊島区基本計画 2022-2025〔令和4～7年度〕に掲載している「虐待や暴力から子どもを守る取組の強化」の目標値と一致させるため。 | | |
| 実施状況 | | | | |
| 令和3年度 | | | 令和4年度以降の | |
| 実績 | 取組内容 | 主管課評価 | 取組の方向性 | |
| 45.7% | 通常の虐待対応に加え、コロナ感染に伴い、一時的に養育困難に陥る家庭についても、関係機関と連携し、子どもの養育環境が整うよう支援した。 | C | 児童相談所の開設に伴い、各機関の連携を強め、役割分担をしながら要支援家庭の支援を行っていく。 | |

重点事業

| 事業名 | | 事業目標 | 事業内容 | |
|-----|-------------|----------------------------------|--|--------------|
| ①56 | 社会的養育基盤構築事業 | 社会的養育が必要な児童に対する支援の基盤構築を目指します。 | 里親支援担当職員の育成、社会的養育の制度についての普及・啓発や里親やショートステイ協力家庭候補者育成等を行うとともに、児童養護施設等の誘致を検討します。 | |
| | | 目標 | 現状値(平成30年度) | 目標値(令和6年度) |
| 担当課 | 子育て支援課 | ①里親普及啓発に関する講演、イベントの開催数 ②里親登録数 | ①3回 ②14家庭 | ①8回 ②22家庭 |

実施状況

| 令和3年度 | | | 令和4年度以降の |
|--------------|--|-------|---|
| 実績 | 取組内容 | 主管課評価 | 取組の方向性 |
| ①3回 ②16家庭 | 里親出張相談会及び養育体験発表会を実施した。Web 広告・SNS等を使ったイベントの告知をした。区内ファミリー向けマンションや戸建て住宅へのチラシのポスティングをした。 | B | 児童相談所開設後も引き続き、里親包括支援事業者と連携しながら区内の社会的養育の機運醸成を図る。 |

重点事業

| 事業名 | | 事業目標 | 事業内容 | |
|-----|-------------------------|---|---|---------------------------------|
| ④2 | 子ども若者総合相談事業(アシスとしま)【再掲】 | 不登校、ひきこもりなど困難な状況にある子ども・若者に対して自立に向けた支援を行います。 | 学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども・若者やその家族からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施しています。相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へつなげていきます。 | |
| | | 目標 | 現状値(平成30年度) | 目標値(令和6年度) |
| 担当課 | 子ども若者課 | ①不登校に関する相談件数 ②ひきこもりに関する相談件数 | ①12件 ②19件 | ①25件 ②40件(重篤化する前の予防的な相談を増やす) |

実施状況

| 令和3年度 | | | 令和4年度以降の |
|----------------|---|-------|--|
| 実績 | 取組内容 | 主管課評価 | 取組の方向性 |
| ① 22件 ② 20件 | 公立小中学校の児童生徒に貸与しているタブレットパソコンからアシスとしまに直接メッセージが送れるツールを作成した。必要に応じて指導課、子ども家庭支援センター等と連携し支援を行った。 | B | 令和3年度に引き続き公立小中学校の児童生徒のタブレットパソコンからのメッセージに対応し、指導課、子ども家庭支援センターと連携を強化する。 |

重点事業

| 事業名 | | 事業目標 | 事業内容 | |
|-----|----------------------------------|--|---|-------------------|
| ①59 | 生活困窮者自立相談支援事業 (子どもの学習・生活支援事業) | 地域の無料学習団体の支援及び拡大を図ることで、学習を通じた子どもの居場所作りを推進します。また、世帯全体の生活支援により困窮課題の解決を目指します。 | ①子育て世帯を対象に、親へは就労支援や各種助成制度の紹介などを困窮課題解決のための支援、子どもへは学習支援を中心に実施します。 ②無料学習団体をネットワーク化した「とこネット」の定例会を毎月開催し、団体運営における課題を解決する場を提供する。併せて、登録団体の拡大に向け取り組みます。 | |
| | | 目標 | 現状値(平成30年度) | 目標値(令和6年度) |
| 担当課 | 福祉総務課 | ①支援者数 ②無料学習団体数 (とこネット登録団体数) | ①47人 ②14団体18教室 | ①60人 ②20団体25教室 |

目標値(令和6年度)見直し

| 見直し後の目標値 | 見直しの理由 |
|------------|-------------------------|
| ①42人 ②- | 子どもとの接触機会が減少していることに鑑みた。 |

実施状況

| 令和3年度 | | | 令和4年度以降の |
|-------------------|--|-------|---|
| 実績 | 取組内容 | 主管課評価 | 取組の方向性 |
| ①28人 ②16団体18教室 | 休止することはあるものの、完全予約制にする・定員を絞るなど各団体で工夫し、子どもとの接触機会を作り、昨年度よりも開催回数を増やした。 | B | ZOOMなどを利用して団体間での情報共有の場となる定例会を開催し、関連部署との連携を行いながら効果的な学習支援を実施する。 |

重点事業

| 事業名 | | 事業目標 | 事業内容 | |
|-----|------------------|---|---|------------|
| ①40 | 子ども・若者支援事業【再掲】 | 貧困の連鎖を防止し、生活保護を受給している子どもや若者が夢や希望をもって自らの人生を選択し、自立した生活を送れるようにします。 | 子どもや若者のいる生活保護受給世帯に対して、専門の支援員が訪問や面接等を重ねる中で問題点を把握し、ケースワーカーと連携して生活課題の解消や学力向上を目指した無料学習会へのつなぎなどの支援を行い、将来自立した生活を送っていただけるように支援します。 | |
| | | 目標 | 現状値(平成30年度) | 目標値(令和6年度) |
| 担当課 | 生活福祉課 西部生活福祉課 | 高校等在籍率 | 100% | 100%を維持 |

実施状況

| 令和3年度 | | | 令和4年度以降の |
|--------|--|-------|---|
| 実績 | 取組内容 | 主管課評価 | 取組の方向性 |
| 100.0% | コロナ感染予防に留意しながら、訪問・面接相談等を実施した。その中で、各世帯の抱える課題を把握し、必要な情報提供や個々に応じて関係機関に繋げるなどの支援を行った。 | A | 専門の支援員が支援対象世帯の抱える問題点を把握し、ケースワーカーや関係機関と連携しながら必要な支援、情報提供等を行う。 |

重点事業

| 事業名 | 事業目標 | 事業内容 | |
|--------------------|-----------------------|--|------------|
| ①68 ひとり親家庭支援センター事業 | ひとり親家庭が抱える課題の解消を図ります。 | 「ひとり親家庭支援センター」を設置し、ひとり親家庭の総合窓口として、様々な相談に応じ、支援を提供します。 | |
| | 目標 | 現状値(平成30年度) | 目標値(令和6年度) |
| 担当課 | 子育て支援課 | 相談件数 | 9,384件 |
| | | | 10,000件 |

実施状況

| 令和3年度 | | | 令和4年度以降の |
|---------|--|-------|---|
| 実績 | 取組内容 | 主管課評価 | 取組の方向性 |
| 7,293 件 | ひとり親家庭のしおり、リーフレット作成・配布、ホームページによる広報を実施した。また、としま子ども若者応援基金を利用した食糧支援をのべ1,492 世帯におこなった。 | B | 引き続き相談対応に重点をおき、NPO 団体とも連携し、生活安定に向けた支援につなげていく。 |

重点事業

| 事業名 | 事業目標 | 事業内容 | |
|--------------|---|--|------------|
| ①74 発達支援相談事業 | 心身の発達に困難を持つ子どもとその家族が、個々の発達に合わせた指導や助言を行うことで家族が子育てに自信を持ち、安定した生活が送れるよう支援します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・西部子ども家庭支援センターにおいて、心身の発達に何らかの偏りや障害のある乳幼児の保護者からの発達、療育、訓練、進路等に関する相談に応じ、助言、指導を行うとともに、関係機関へ連絡、紹介等を行います。 ・西部子ども家庭支援センターにおいて、心身の発達に何らかの問題や障害、心配のあるお子さん、その家族を対象に、個別や集団での訓練や必要な支援を行います。(児童発達支援事業) | |
| | 目標 | 現状値(平成30年度) | 目標値(令和6年度) |
| 担当課 | 子育て支援課 | 発達相談件数 | 5,048件 |
| | | | 5,200件 |

※担当課が子ども家庭支援センターに変更

実施状況

| 令和3年度 | | | 令和4年度以降の |
|---------|---------------------------------------|-------|---|
| 実績 | 取組内容 | 主管課評価 | 取組の方向性 |
| 5,048 件 | 年間を通して開所した。イベントも感染防止に努めながらできる限り、実施した。 | B | 外部施設を借り、相談対応の枠を広げ、支援を必要とするお子さんとその家族へ早期の対応を行う。 |

重点事業

| 事業名 | | 事業目標 | 事業内容 | |
|-----|--------------------|--------------------------------|--|-------------|
| 194 | 多文化共生推進事業 | 外国にルーツを持つ方を支援する団体等との連携強化を図ります。 | 外国籍等区民への支援の強化に向けて、区内の日本語教室や支援団体等とのネットワークづくりを支援するとともに連携を図ります。また、外国籍等区民へのアンケート調査を行い、施策の検討につなげます。 | |
| | | | 目標 | 現状値(平成30年度) |
| 担当課 | 企画課 (多文化共生推進担当) | 連携団体数(会議) | 1件 | 3件 |

目標値(令和6年度)見直し

| 見直し後の目標値 | 見直しの理由 |
|----------|------------------------------|
| 20 団体 | 目標の指標を、会議体の件数から連携団体数に変更したため。 |

実施状況

| 令和3年度 | | | 令和4年度以降の 取組の方向性 |
|-------|--|-------|--|
| 実績 | 取組内容 | 主管課評価 | |
| 18 団体 | 学習院大学が事務局を務め、日本語教室やNPO法人、外国にルーツを持つ区民等で構成する「日本語ネットとしま」に3回参加し、関連団体との各種情報共有、連携強化に向けて話し合いを行いました。新型コロナウイルス感染症拡大防止のためWeb会議システムを活用しました。また、令和2年度に学習院大学と東京都市大学と連携し、外国籍住民の実態調査を実施しましたが、令和3年度は調査結果の分析と公表を行いました。 | B | 引き続き「日本語ネットとしま」に参加し、外国籍等区民に対する地域全体の理解を深めていくとともに、新たなコミュニティとの連携を進めていきます。 |

【青少年問題協議会からの意見】

●【取組の方向性 (1) 状況に応じた支援】

「状況に応じた支援」として取り組んでいることについては、法定事項であり、かなりの部分で児童相談所と関わる事業になると思います。他の自治体の児童相談所は、子ども家庭支援センターと統合した総合センタースタイルの相談部門を設置する傾向にありますが、令和5年2月に児童相談所が開設となる豊島区では、児童相談所と子ども家庭支援センターのどちらも虐待通告を受けるという形態ということです。どちらでも受けるとするのはメリットでもありますが、区民が迷わないように、わかりやすい仕組みを作っていただきたいです。児童福祉法の改正により、子どもの意見を聞くということがより重要となるので、常に留意して取組を進めていくよう要望いたします。

(2) 相談体制の充実と情報発信

「相談体制の充実と情報発信」は、1つの具体的な取組、28事業（うち重点事業は1事業）で構成されています。

それぞれの事業の令和3年度における主管課評価は、評価A（目標に大きく資する取組ができた）が10事業（35.7%）、評価B（目標に資する取組ができた）が17事業（60.7%）、事業終了が1事業（3.6%）となっています。

| 具体的な取組 | 構成事業 | 担当課 | 主管課評価 |
|--------------|-----------------------------|----------------|-------|
| 相談体制の充実と情報発信 | 《重点》子ども若者総合相談事業（アシスとしま）【再掲】 | 子ども若者課 | A |
| | 福祉包括化推進会議の設置 | 福祉総務課 | A |
| | 健康相談事業 | 健康推進課／長崎健康相談所 | B |
| | 精神保健福祉相談 | 健康推進課／長崎健康相談所 | B |
| | 消費生活相談事業 | 生活産業課 | B |
| | 子育て訪問相談事業【再掲】 | 子ども家庭支援センター ※1 | B |
| | スクールカウンセラー事業【再掲】 | 指導課／教育センター | A |
| | 「子どもの権利擁護センター(仮称)」の設置【再掲】 | 子ども若者課 | B |
| | 子どもの権利擁護委員相談事業【再掲】 | 子ども家庭支援センター ※1 | B |
| | 人権擁護委員相談事業【再掲】 | 区民相談課 | B |
| | 子どもに関する相談事業【再掲】 | 子ども家庭支援センター ※1 | A |
| | 子どもからの専用電話相談【再掲】 | 子ども家庭支援センター ※1 | B |
| | 子ども家庭女性相談事業【再掲】 | 子育て支援課 | B |
| | 乳幼児健康相談【再掲】 | 健康推進課／長崎健康相談所 | B |
| | 東部・西部子ども家庭支援センター事業【再掲】 | 子ども家庭支援センター ※1 | B |
| | 子育て支援総合相談事業【再掲】 | 子育て支援課 | B |
| | マイはいくえん事業【再掲】 | 保育課 | A |
| | 乳幼児健全育成相談事業【再掲】 | 保育課 | B |
| | 教育相談【再掲】 | 教育センター | B |
| | 発達支援相談事業【再掲】 | 子ども家庭支援センター ※1 | A |
| | 発達障害者相談窓口【再掲】 | 障害福祉課 | A |
| | 区立幼稚園幼児教育相談【再掲】 | 教育センター | 終了 |
| | 巡回子育て発達相談事業【再掲】 | 子ども家庭支援センター ※1 | A |
| | 更生保護サポートセンターの運営支援【再掲】 | 子ども若者課 | B |
| | 女性の専門相談【再掲】 | 男女平等推進センター | B |
| | 子ども・若者及びその家族への支援情報の提供 | 子ども若者課 | B |
| | 子ども・若者支援者への情報提供 | 子ども若者課 | A |

| | | | |
|--------------|------------------------|-----------------------|---|
| 相談体制の充実と情報発信 | 「わたしらしく、暮らせるまち。」推進事業 ※ | 「わたしらしく、暮らせるまち。」推進室 ※ | A |
|--------------|------------------------|-----------------------|---|

※ 「としま scope」から事業名変更及び「企画課」から担当課変更。

※1 「子育て支援課」から担当課変更。

【重点事業の実施状況等】

令和3年度における重点事業（1事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

| 重点事業 | | | |
|----------------------------|--|--|---|
| 事業名 | 事業目標 | 事業内容 | |
| ④2 子ども若者総合相談事業（アシスとしま）【再掲】 | 様々な困難を有する子ども・若者や家族への情報提供及び支援の実施により、問題の重篤化防止や状況改善を図ります。 | 学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども・若者やその家族からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施しています。相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へ繋げていきます。 | |
| | 目標 | 現状値（平成30年度） | 目標値（令和6年度） |
| 担当課 | 子ども若者課 | ①99人 ②問題が重篤化した状況で繋がりが、継続支援になるケースが多い。 | ①登録相談者数：250名 ②問題が重篤化する前に予防的に相談する人が増える。 |

| 実施状況 | | | 令和4年度以降の 取組の方向性 |
|---|--|-------|--|
| 令和3年度 | | | |
| 実績 | 取組内容 | 主管課評価 | |
| ①226人 ②タブレットパソコンからのメッセージ導入により本人からの相談が増加した。 | 8月より公立小中学校の児童生徒のタブレットパソコンからメッセージが送れるツールを作成し、気軽に相談できる体制を充実させた。情報提供としてアシスとしまカードを公立小中学校の卒業時に配付し、区の公式ツイッターへの投稿など行った。 | A | 公立小中学校では児童生徒に貸与しているタブレットパソコンからアシスとしまへ直接相談できるツールの周知を図る。LINEの自動応答機能による相談窓口の案内と情報発信を行う。 |

【青少年問題協議会からの意見】

●【重点事業 42 子ども若者総合相談事業（アシスとしま）【再掲】】

令和2年度は、コロナ禍の影響で来所相談やアウトリーチが減少した中でツイッターやインスタグラムでの発信などの工夫をしていました。令和3年度では公立小中学校の児童生徒に貸与したタブレットパソコンからアシスとしまに直接相談できるようになりました。

他の自治体では子どもに貸与するタブレットに、教育の目的以外のものをツールとして入れるのは手続きが煩雑だったりそのことに消極的になったりしますが、豊島区は子どもの権利の観点からそのツールをタブレットに導入したことは大変評価に値します。タブレットパソコンからの相談を導入した結果、登録

相談者数は令和 6 年度の目標値にほぼ近い数値となり相談件数が増加しているようです。事業のさらなる推進と相談員の確保とともに、相談体制を充実させていくことが必要です。

●【計画事業 38 「子どもの権利擁護センター（仮称）」の設置【再掲】】

●【計画事業 39 子どもの権利擁護委員相談事業【再掲】】

目標Ⅴでは、「それぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する」ということで、個々のテーマでの個別相談で縦割りになっています。目標Ⅰの重点事業にも挙がっている「子どもの権利擁護センター（仮称）」の設置と子どもの権利擁護委員相談事業は、個々の分野に限らない相談事業として子どもの権利を擁護し、促進する役割があることから、他の相談事業と十分に連携した上で、充実した内容を実現してほしいです。

目標 VI

子ども・若者の健やかな成長を地域全体で支援する

【概要】

目標VIでは、地域での子ども・若者支援活動や子育て支援活動への支援、地域の様々な主体との連携・協働により、地域の力を活用しています。また、子育てのしやすい住宅や環境整備、犯罪や事故、けが予防といった安全安心な環境整備に取り組むことで、子ども・若者や子育て世帯が安心して暮らせるまちづくりを進めるとともに、「国際アート・カルチャー都市構想」に基づき、子ども・若者が文化芸術に触れながら成長できる環境を整備しています。

【計画の進捗を測る主な指標】

| 指標名 | 現状 | 目指す方向性 (令和6年度) |
|--|---|-------------------|
| 地域における子育て支援や見守り活動が活発に行われていると思う保護者の割合 | 平成30年度 ●就学前 31.4% ●小学生 42.0% ●中学生 37.9% | ↑ |
| 子どもの成長や安全・安心な生活が地域全体で支えられているかについて、「どちらかというと思う」と回答した区民の割合 | 令和元年度 ●18歳以上の区民 21.8% | ↑ |
| 子育てを視野に入れた住宅対策や道路・施設整備が行われていると思う保護者の割合 | 平成30年度 ●就学前 14.4% ●小学生 16.9% ●中学生 16.4% | ↑ |
| 多様な文化芸術活動が展開され、良質な文化芸術に接する機会が「どちらかという多し」と感じている区民の割合 | 令和元年度 ●18歳以上の区民 40.6% | ↑ |

| 取組の方向性 | ○主な計画事業 (●重点事業) |
|--------------------------------|--|
| (1)地域の力の活用 | ○民生委員・児童委員事業 ○青少年育成委員会支援事業 ○コミュニティソーシャルワーク事業 ●子ども若者支援ネットワーク「ここにいるよ」 ○コミュニティ・スクール導入等促進事業 ●ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度 ○モデル事業所としてのワーク・ライフ・バランスの推進 |
| (2)安全・安心な社会環境の整備 | ●子育てファミリー世帯への家賃助成事業 ○子ども事故予防センター「キッズセーフ」の運営と事故予防の啓発 ○安全・安心な学校づくり(インターナショナルセーフスクール) |
| (3)子ども・若者が文化や芸術に親しむことのできるまちづくり | ●トキワ荘マンガミュージアムの開設・運営 ○トキワ荘通りお休み処の運営 ○芸術文化劇場の運営と文化芸術発信事業 ○舞台芸術交流センターの運営と文化の発信事業 ○池袋西口公園野外劇場管理運営事業 |

【事業区分別主管課評価の状況 (目標VI)】

| | A | B | C | D | 計 |
|------|---------------|---------------|--------------|-------------|--------------|
| 重点事業 | 2 | 2 | 0 | 0 | 4 |
| 計画事業 | 15 | 24 | 5 | 0 | 44 |
| 新規事業 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 全事業 | 19 (38.0%) | 26 (52.0%) | 5 (10.0%) | 0 (0.0%) | 50 (100%) |

※ 再掲事業を含む。

※ 計画策定後、事業統合となった1事業を除く。(計画事業)

※ 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100にならない場合がある。

目標VIは重点事業・計画事業・新規事業あわせて50事業で構成されていますが、A及びBで90.0%を占めており、事業の多くが目標に資する取組ができたという評価となっています。令和2年度の状況(A及びBが83.7%)と比べると成果が出ています。

☞「取組の方向性」ごとの実施状況や重点事業の実績等については、次ページ以降に記載

(1) 地域の力の活用

「地域の力の活用」は、3つの具体的な取組、21事業（うち重点事業は2事業）で構成されています。

それぞれの事業の令和3年度における主管課評価は、評価A（目標に大きく資する取組ができた）が7事業（33.3%）、評価B（目標に資する取組ができた）が12事業（57.1%）、評価C（目標に資する取組が不十分であった）が2事業（9.5%）、新規事業として「SDGs達成の担い手育成事業（庶務課）」が1事業加わりました。

| 具体的な取組 | 構成事業 | 担当課 | 主管課評価 |
|--------------------------------|------------------------------|-----------------------------|-------|
| 地域の子ども・若者支援活動、子育て支援活動への支援 | スポーツ推進委員事業 | 学習・スポーツ課 | B |
| | 民生委員・児童委員事業 | 福祉総務課 | A |
| | 青少年育成委員会支援事業 | 子ども若者課 | C |
| | コミュニティソーシャルワーク事業 | 福祉総務課 | B |
| | 地域福祉サポーターの養成と推進 | 社会福祉協議会 | B |
| | 地域活動交流センター管理運営 | 区民活動推進課 | B |
| 区民や地域団体、大学との連携・協働及び地域ネットワークの形成 | 《重点》子ども若者支援ネットワーク「ここにいるよ」 | 子ども若者課 | B |
| | 若者支援ネットワークの構築（子ども・若者支援地域協議会） | 子ども若者課 | A |
| | 生活困窮者自立支援事業（支援調整会議の開催） | 福祉総務課 | B |
| | 豊島区子育てネットワーク会議 | 子ども家庭支援センター※ | C |
| | 中小規模公園活用プロジェクト | 公園緑地課／「わたしらしく、暮らせるまち。」推進室※3 | A |
| | 地域・大学連携事業 | 指導課 | A |
| | コミュニティ・スクール導入等促進事業 | 庶務課（教育施策担当課長）※1 | B |
| | 地域子ども懇談会 | 放課後対策課 | A |
| | 子ども食堂ネットワーク【再掲】 | 子ども若者課 | B |
| | としま子ども学習支援ネットワーク「とこネット」【再掲】 | 福祉総務課 | A |
| SDGs達成の担い手育成事業 ※2 | 庶務課(教育施策推進担当課長) | A | |
| 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し | 《重点》ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度 | 男女平等推進センター | B |
| | 企業・事業所への啓発事業 | 男女平等推進センター | B |
| | ワーク・ライフ・バランスフォーラムの開催 | 男女平等推進センター | B |
| | モデル事業所としてのワーク・ライフ・バランスの推進 | 人事課 | B |

※ 「子育て支援課」から担当課変更

※1 「指導課」から担当課変更

※2 計画策定後の新規事業（令和3年度～）

※3 「企画課」から担当課変更

【重点事業の実施状況等】

令和3年度における重点事業（2事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

| 重点事業 | | | | |
|------|-----------------------|--|--|------------|
| 事業名 | | 事業目標 | 事業内容 | |
| 218 | 子ども若者支援ネットワーク「ここにいるよ」 | 子ども・若者支援に関わる活動団体や行政で包括的・横断的な支援ネットワークを構築し、支援に関する情報交換や支援者の質の向上に取り組みます。 | 子ども・若者支援に関わる多分野の団体や区民に対して、専門知識などの研修会や情報交換の機会となるイベントなどを実施します。 | |
| | | 目標 | 現状値(平成30年度) | 目標値(令和6年度) |
| 担当課 | 子ども若者課 | ネットワークイベント参加者数 | 244人 | 400人 |

| 目標値(令和6年度)見直し | |
|---------------|---|
| 見直し後の目標値 | 見直しの理由 |
| 200人 | 協議会設置要綱にある地域関係機関数は約60団体であり、地域のネットワーク構築を目的としているため。 |

| 実施状況 | | | | |
|-------|--|-------|--|--|
| 令和3年度 | | | 令和4年度以降の | |
| 実績 | 取組内容 | 主管課評価 | 取組の方向性 | |
| 25人 | ネットワーク「会議」は会場とWEBのハイブリッド形式で実施した。パネルディスカッションとグループワークで意見交換をおこなった。「講演会」はとしまテレビの情報番組で若者支援について情報発信した。 | B | としまテレビの情報番組を活用し若者支援についての情報を発信する。ネットワーク会議はパネルディスカッションとワールドカフェ方式で意見交換する。 | |

重点事業

| 事業名 | 事業目標 | 事業内容 | | |
|--------------------------|--|---|------------|-----|
| 226 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度 | 企業のワーク・ライフ・バランスに対する理解を深め、働きやすい職場づくりを推進します。 | 区内に本社又は主たる事業所がある企業を対象に、ワーク・ライフ・バランスを積極的に推進する企業を区が認定します。認定書の授与、区ホームページで取組の紹介等を行い、認定企業は、企業が発行する印刷物等に認定マークを使用できます。 | | |
| | 目標 | 現状値(平成30年度) | 目標値(令和6年度) | |
| 担当課 | 男女平等推進センター | 認定企業数 | 50社 | 75社 |

※目標値(令和6年度)について、令和2年度実施状況調査の際に変更

実施状況

| 令和3年度 | | | 令和4年度以降の |
|-------|--|-------|---|
| 実績 | 取組内容 | 主管課評価 | 取組の方向性 |
| 56社 | 令和3年8月～10月まで認定申請を受付した。11月にヒアリング審査を行い、12月に認定審査会を開催し、認定企業を決定した。令和4年1月に認定書授与を行った。 | B | としま WLB ネットワークミーティングを東京都との共催事業として開催する。産業団体や介護保険課とも連携し、認定制度のさらなる周知を図る。 |

【青少年問題協議会からの意見】

●【重点事業 218 子ども若者支援ネットワーク「ここにいるよ」】

子ども・若者育成支援推進法に基づく、子ども・若者支援地域協議会に参加している子ども若者支援の民間団体の方々とネットワークを組み、講演会やワークショップを行っている事業で、令和3年度は、対面での講演会の代わりにとしまテレビでの情報発信としたため、令和2年度と比べ、ネットワークイベント参加人数の実績が約半数に減少しています。豊島区の子どもの若者支援には地域力が重要だと認識していますが、多くの場合参加している他の団体がどのような活動をしているか知らないことがあります。また、各団体にもメリットがあるやり方をしないと形式化しがちであります。参加している各団体のニーズを把握し、個々の団体に役立つ事業の運営の仕方を考え、展開していくことが望ましいと思います。さらにどこにも属していない団体や個人が参加できるような仕組み作りも望まれます。子どもや若者がネットワークに関わることであればいろいろなところとうまくつながる仕組みであることを考えれば、ぜひ活性化してほしいです。

●【重点事業 226 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度】

令和3年度は、実績自体は現状維持になっているため、さらに積極的に取り組む姿勢が求められます。各企業の評価できる取組みをほかの企業に紹介するなどの工夫があるといいと思います。紹介された企業のインセンティブにもなると思いますし、こういう方法があるのかという気づきは重要なので引き続き推進してください。

(2) 安全・安心な社会環境の整備

「安全・安心な社会環境の整備」は、3つの具体的な取組、19事業（うち重点事業は1事業）で構成されています。

それぞれの事業の令和3年度における主管課評価は、評価A（目標に大きく資する取組ができた）が8事業（42.1%）、評価B（目標に資する取組ができた）が10事業（52.6%）、評価C（目標に資する取組が不十分であった）が1事業（5.3%）となっています。

| 具体的な取組 | 構成事業 | 担当課 | 主管課評価 |
|--------------------|--------------------------------|---------------|-------|
| 子育て世帯にやさしいまちづくりの推進 | 《重点》子育てファミリー世帯への家賃助成事業 | 福祉総務課※1 | A |
| | 空き家利活用推進事業 | 住宅課 | C |
| | 近居・多世代同居の推進 | 住宅課 | B |
| | 公共施設の赤ちゃんスペース設置・周知 | 子育て支援課 | B |
| 有害環境等への対応 | 薬物乱用防止教育 | 指導課 | B |
| | 情報モラル教育 | 指導課 | B |
| | PTAと連携した「SNSルール」の活用 ※2 | 庶務課 | 統合 |
| | 不健全図書类等規制対策事業 | 子ども若者課 | A |
| 防犯・事故予防の推進 | 子ども事故予防センター「キッズセーフ」の運営と事故予防の啓発 | 健康推進課／長崎健康相談所 | A |
| | 安全・安心パトロールの実施 | 防災危機管理課 | B |
| | 小学校児童の通学路安全対策の推進 | 学務課 | A |
| | 学校安全安心事業 | 庶務課 ※3 | A |
| | 安全・安心な学校づくり（インターナショナルセーフスクール） | 指導課※4 | A |
| | 区立小学校・学童クラブの入退室管理システム | 学務課／放課後対策課 | A |
| | 交通安全施設整備事業 | 道路整備課 | B |
| | 交通安全対策事業 | 土木管理課 | B |
| | 中学校自転車安全教室（スクエアード・ストレイト授業） | 土木管理課 | B |
| | 自転車ヘルメット普及啓発事業 | 土木管理課 | B |
| | 高齢者安全運転支援装置設置促進事業 | 土木管理課 | B |
| | 公園等防犯カメラ整備事業 | 公園緑地課 | A |

※1 「住宅課」から担当課変更

※2 「情報モラル教育（指導課）」に統合

※3 「学務課」から担当課変更

※4 「庶務課/指導課」から担当課変更

【重点事業の実施状況等】

令和3年度における重点事業（1事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

| 重点事業 | | | | |
|------|--------------------|--|--|------------|
| 事業名 | | 事業目標 | 事業内容 | |
| ②30 | 子育てファミリー世帯への家賃助成事業 | 子育てファミリー世帯を区内の良質な民間賃貸住宅に誘導し、居住環境の改善及び定住化を図ります。 | 区内の良質な民間賃貸住宅に転入・転居した場合に、一定の要件を満たす子育てファミリー世帯に対し、転居後の家賃と基準家賃との差額の一部を一定期間助成します。 | |
| | | 目標 | 現状値(平成30年度) | 目標値(令和6年度) |
| 担当課 | 住宅課 | 新規家賃助成数 | 30件 ※家賃助成総件数 123件 | 60件 |

※担当課が福祉総務課に変更

| 実施状況 | | | 令和4年度以降の 取組の方向性 |
|-------|---|-------|--|
| 令和3年度 | | | |
| 実績 | 取組内容 | 主管課評価 | |
| 56件 | ホームページ、子育て情報ハンドブックでの周知を行った。 豊島区居住支援協議会等の関係団体を通じた周知を図り、継続して事業を実施した。 | A | 令和4年4月1日、助成要件を一部緩和した。 引続き周知を行い、継続して事業を実施する。 |

【青少年問題協議会からの意見】

●【具体的な取組 有害環境等への対応】

「有害環境等への対応」についての事業において、昨今は、インターネット環境が普及している中で、ただ規制をすればいいというものではなく、正確な情報を伝えることが重要です。子どもはインターネットで世間に浸透している先入観、思い込み、固定観念、レッテル、偏見、差別などの情報を受け、実生活の中でステレオタイプの男女関係を実践しようとしています。性教育も含めお互いを尊重でき、子どもの権利の視点から自分は権利の主体であると感じられる取組みを推進することが望ましいです。

●【具体的な取組 防犯・事故予防の推進】

「防犯・事故防止の推進」において、子どもが事故で亡くなる件数や、交通事故の件数などが出ているので、減らそうとする数値を目標として出すとわかりやすいです。効果測定としても事故の件数が減ったことが測れるといいし、広報をするうえでも活用して欲しいと思います。

●【重点事業 230 子育てファミリー世帯への家賃助成事業】

令和 3 年度は令和 2 年度に比べ目標値及び助成要件を一部緩和して多少の実績値が伸びたものの、目標指数である「新規家賃助成数」自体の、目標値が子育て世帯人口と比べて少ない気がします。豊島区は区営住宅といった施設が少なく家賃も高いため、需要があることが予想できます。子育て世代に重点を置くという豊島区の政策を考えれば、実際にどのくらいのニーズがあるのか助成要件が適しているのか等を含めて、目標値や要件緩和についてなお一層検討することが望まれます。

(3) 子ども・若者が文化や芸術に親しむことのできるまちづくり

「子ども・若者が文化や芸術に親しむことのできるまちづくり」は、1つの具体的な取組、10事業（うち重点事業は1事業・新規事業は1事業）で構成されています。

それぞれの事業の令和3年度における主管課評価は、評価A（目標に大きく資する取組ができた）が4事業（40.0%）、評価B（目標に資する取組ができた）が4事業（40.0%）、評価C（目標に資する取組が不十分であった）が2事業（20.0%）となっています。

| 具体的な取組 | 構成事業 | 担当課 | 主管課評価 |
|----------------|--------------------------|---------|-------|
| 文化・芸術に親しむ環境づくり | 《重点》トキワ荘マンガミュージアムの開設・運営 | 文化観光課 | A |
| | トキワ荘通りお休み処の運営 | 文化観光課 | B |
| | 芸術文化劇場の運営と文化芸術発信事業 | 文化デザイン課 | A |
| | 舞台芸術交流センターの運営と文化の発信事業 | 文化デザイン課 | B |
| | 池袋西口公園野外劇場管理運営事業 | 文化デザイン課 | B |
| | 池袋モンパルナス回遊美術館事業 | 文化デザイン課 | C |
| | 「フェスティバル/トーキョー」開催事業 | 文化デザイン課 | C |
| | 庁舎まるごとミュージアム運営事業 | 文化デザイン課 | A |
| | 熊谷守一美術館の運営 | 文化デザイン課 | B |
| | IKE-CIRCLEによる文化・観光情報発信 ※ | 文化観光課 | A |

※ 計画策定後の新規事業（令和2年度～）

【重点事業の実施状況等】

令和3年度における重点事業（1事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

| 重点事業 | | | | |
|--------------------------------------|---|------|---|------------|
| 事業名 | | 事業目標 | | 事業内容 |
| 新規 250 トキワ荘マンガミュージアムの開設・運営 | 豊島区ゆかりのトキワ荘等のマンガ文化に触れる機会を増やすとともに、関連情報の発信によりまちの魅力を高め、マンガ・アニメを核とする地域文化の継承・発展を目指します。 | | トキワ荘のあった南長崎地域に「トキワ荘マンガミュージアム」を開設し、マンガ・アニメ文化の発信やマンガによるまちづくりを地域と一体となって進めます。 | |
| | 目標 | | 現状値(平成30年度) | 目標値(令和6年度) |
| 担当課 | 文化観光課 | 来館者数 | 設置に向けて検討中 | 100,000人 |

| 実施状況 | | | |
|---------|--|-------|--|
| 令和3年度 | | | 令和4年度以降の |
| 実績 | 取組内容 | 主管課評価 | 取組の方向性 |
| 54,399人 | 「トキワ荘と手塚治虫」「トキワ荘の少女マンガ」「鉄腕アトム」などトキワ荘ゆかりの特別企画展を開催した。区内小中学校に「ふるさと学習」での来館を促し、16校・53クラス・児童1,581名が来館した。しかしながら、コロナ禍によるインパウンドの影響を受け、目標には及んでいない状況となっている。 | A | 年3回 特別企画展を開催する。区内小学4年生を対象に「ふるさと学習」としての来館を促す。また、11月に開館予定の（仮称）昭和歴史文化記念館との連携し回遊性の向上に取り組む。 |

【青少年問題協議会からの意見】

●【重点事業 250 トキワ荘マンガミュージアム開設・運営】

令和2年度はコロナウイルス感染防止策を講じた上で、目標値の7割近くの方が来館されています。令和3年度も新型コロナウイルス感染症の影響を受け、来館者数は目標値の半分程度にとどまっていますが特別企画展を開催するなど、事業の継続に工夫されたことはとても評価できる点です。子ども・若者が成長していく過程で、文化や芸術に触れることは豊かな感性を育むことにつながり、豊島区ゆかりのトキワ荘でマンガ文化に触れる機会を創出することは地域への愛着や地域住民としての意識の醸造に寄与します。

また、区内小中学校の子どもたちが「ふるさと学習」として訪れ、文化芸術に触れる機会を得たことは大変良いことだったと思います。豊島区の特徴でもあるこの事業には、子どもの意見を反映することを踏まえたうえで、より一層の事業展開がなされることを望みます。

豊島区には多くの文化・芸術に触れることのできる劇場・美術館や施設があります。子どもたちの心豊かな感性を育むためにも、積極的に事業を推進してください。

3 まとめ

はじめにのページでも記載されておりますが、昨年の「東京都子ども基本条例」に続き、子ども基本法制が国においても整備され、令和 5 年 4 月 1 日からは、こども家庭庁が設置されます。全国的にも、児童虐待やいじめ、子どもの貧困など、子ども若者を取り巻く状況には解決すべき問題が山積していますが、豊島区は平成 18 年に「豊島区子どもの権利に関する条例」を制定し、「子どもの権利」というものを大切に考えてきました。その中で、青少年問題協議会の下、専門委員会を設け令和 2 年度から始まった豊島区子ども若者総合計画（令和 2 年～6 年度）が 2 年目を迎えました。

一向に収まらないコロナ禍の状況の中で、感染対策を講じながら創意工夫をし、試行錯誤しながら積極的に各事業に取り組みました。全体としては、目標に資する取り組みができたと評価された事業が昨年度より増えておりますが、検証する中で事業の縦割りであったり、子どもの権利や保証の視点が見受けられない目標だったり、事業を行う現場との意見交換が十分できていなかったりと様々な課題が散見されました。事業推進にあたっては、PDCA サイクルに基づき、毎年目標を見直し、改善した上で実行することが大切です。目標を見直すにあたっては、「豊島区子ども・若者総合計画（令和 2 ～ 6 年度）令和 3 年度実施状況報告書」をもとに、委員からの評価や意見を真摯に受け止め、「子どもの権利」というものを常に念頭に置き、事業を縦割りにするのではなく、それぞれの立場で主体的に事業を推進するとともに、相互に部署間が連携し一体のものとして推進していくことを心がけてください。

今期の豊島区青少年問題協議会はこの報告書が最後の活動となりますが、令和 4 年度後半に向け、また令和 5 年度以降の目標設定に向けて本報告書を活用していただき、「すべての子ども・若者の権利が保障され豊かな文化の中で自分らしく成長できるまちづくり」の実現を期待しています。

豊島区子ども・若者総合計画（令和2～6年度）

令和3年度実施状況

令和4年12月

編集：豊島区青少年問題協議会

発行：豊島区子ども家庭部子ども若者課

